

宮古市過疎地域持続的発展計画

令和3年10月
(令和5年3月変更)



岩 手 県 宮 古 市



目 次

1 基本的な事項	1
(1) 宮古市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	3
(3) 行財政の状況	8
(4) 持続的発展の基本方針.....	10
(5) 持続的発展のための基本目標.....	14
(6) 計画の達成状況の評価.....	15
(7) 計画期間	15
(8) 宮古市公共施設等総合管理計画との整合.....	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
(1) 現状と課題	17
(2) その対策	17
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	18
3 産業の振興	19
(1) 現状と課題	19
(2) その対策	23
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	29
(4) 産業振興促進事項	30
4 地域における情報化	31
(1) 現状と課題	31
(2) その対策	32
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	32
5 交通施設の整備、交通手段の確保	33
(1) 現状と課題	33
(2) その対策	34
(3) 事業計画（平成3年度～令和7年度）	36
6 生活環境の整備	37
(1) 現状と課題	37
(2) その対策	39
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	41
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	42
(1) 現状と課題	42
(2) その対策	44
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	48

8 医療の確保	49
(1) 現状と課題	49
(2) その対策	50
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	50
9 教育の振興	51
(1) 現状と課題	51
(2) その対策	53
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	56
10 集落の整備	57
(1) 現状と課題	57
(2) その対策	57
11 地域文化の振興等	58
(1) 現状と課題	58
(2) その対策	59
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	60
12 再生可能エネルギーの利用の推進	61
(1) 現状と課題	61
(2) その対策	61
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	62

1 基本的な事項

(1) 宮古市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況

① 自然的条件

本市は、岩手県沿岸部のほぼ中央、本州最東端に位置しています。東は太平洋に面し、西は北上高地に抱かれ、美しい森、清らかな川、そして豊かな海に包まれています。美しい森である「早池峰国立公園」と豊かな海である「三陸復興国立公園」が「閉伊川」で結ばれており、自然環境に恵まれた地域です。

海岸部は海洋性の気候で、夏季にヤマセ（冷涼な北東風）の影響を受けやすいものの、冬季は日照時間が長く、比較的温暖で積雪も少ない地域です。山間部は、標高が高いことから、冷涼な高原気候で、冬季は積雪も多い地域です。

面積は約 1,259 平方kmで、岩手県の総面積約 15,275 平方kmの約 8.2%を占めています。特徴として森林面積の広さが挙げられ、全体で約 1,156 平方km、総面積の約 91.8%を占めています。

② 歴史的条件

本市は、自然の恵み豊かな地域として古くから人々がムラを形成し定住していました。地域内で出土した土器や史跡から、縄文時代早期にはすでにこの地で生活を営む人々が存在していたことが明らかになっています。

建久 2（1191）年、源為朝の三男・閉伊頼基が鎌倉幕府から承認を受けこの地を支配しましたが、文禄元（1592）年、13代親光の治世に南部氏に滅ぼされ、その支配下となりました。

江戸時代を通じて南部氏の統治を受け、その後、明治の廃藩置県、明治 22（1889）年の明治の大合併（市町村制施行：明治 22 年 4 月 1 日）、昭和 30（1955）年の昭和の大合併（町村合併促進法施行：昭和 28 年 10 月 1 日）などを経て、それぞれの市町村が形成され、緊密な連携を保ちながらまちづくりを進めてきました。

平成の大合併の中で新たな地域発展の飛躍を図るため、平成 17 年 6 月 6 日に宮古市と田老町、新里村の 3 市町村、そして、平成 22 年 1 月 1 日に宮古市と川井村との合併を経て、現在に至っています。

③ 社会的、経済的条件

本市では、少子高齢社会が急速に進行しており、令和 27（2045）年には、市民のおよそ 2.2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になるものと見込まれています。総人口の減少が進み、令和 27 年には平成 27（2015）年に比べておよそ 40%減少し、3 万 3 千人程度になるものと見込まれています。少子高齢化と人口減少は、社会保障費の増加をもたらすとともに、労働力人口の減少に伴う経済・産業活動の縮小が懸念されるなど地域の経済社会構造を変化させるものです。

また、森林面積の広さが特徴的であり、総面積のおよそ9割を占めています。小規模な集落が点在しており、行政サービスの効率的な推進が困難となっている地域もあります。平地が少ないため、農家1戸あたりの耕地面積が狭く少ないことに加えて、企業立地にも不利な条件になっています。

都市間を結ぶ国道45号及び国道106号については、東日本大震災を契機に整備された復興道路「三陸沿岸道路」、復興支援道路「宮古盛岡横断道路」により、新幹線や東北自動車道などの高速交通網への移動時間が短縮されるなど大幅に改善されました。一方で、市内地域間を結ぶ一般道路は道路幅員が狭く、急カーブが多いほか、整備後50年以上経過し老朽化が進む施設も多くなっています。

イ 過疎の状況

総人口は、平成27年の国勢調査人口で56,676人となり、平成22年の59,430人と比較すると、2,754人、約4.6%減少しています。合併前の旧市町村単位で見ると、旧宮古市は昭和55年をピークに人口が減少に転じ、旧田老町、旧新里村、旧川井村は昭和30年代から人口減少が続いていました。減少の特性は、少子化、転出者の増加によるものです。このような状況の中、旧新里村と旧川井村が昭和45年、旧田老町が昭和51年、新宮古市が平成17年に過疎地域の指定を受け、以降、過疎地域振興計画、過疎地域活性化計画及び過疎地域自立促進計画を策定し、各種施策の実施により過疎地域の自立促進を図ってきました。

この結果、生活の基盤である公共施設等の整備が進み、地域資源を活用した産業振興施策の推進など地域活性化のための取組や地域で支え合う様々な取組も展開されるなど、過疎対策は一定の成果を上げてきました。

しかし、担い手の減少・高齢化は解消せず、過疎地域をめぐる環境は一層厳しさを増しており、依然として多くの課題を抱えています。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向

風土を生かした農業や豊かな森林資源を生かした林業、つくり育てる漁業を推進する水産業、自然景観、体験観光を核とした観光など、特性を生かした産業が発展してきました。近年、産業の多様化に伴い、地域の産業を取り巻く環境は変わってきており、整備が進む都市間道路交通網を生かした物流や交流人口の拡大を図る新たな展開が期待されます。

農業は、農家1戸あたりの耕作面積が少なく、水稻、野菜、果樹、花き、畜産などを組み合わせた「複合経営」と「多品目栽培」が特徴です。生産性の向上や多様な地域条件を生かした高収益作物の生産拡大などによる農業経営の安定化が必要です。

林業は、木材価格の低迷等により手入れ不足の森林が増えるとともに、間伐材の多くが林地内に置かれ未利用資源となっています。CO₂の吸収や水資源のかん養、治山・治水の効果や豊かな漁業資源との関わりなど、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させながら、持続的な資源循環型の林業経営サイクルの構築が必要です。

水産業は、サケふ化放流事業や養殖事業、栽培漁業などを推進し、本県の中核をなす地域となっています。近年、水産資源の減少などにより水揚量が減少しており、安定的な生産を維持するため「つくり育てる漁業」のさらなる推進が必要です。

主力工業は、コネクタを主とする電子部品製造業、合板・集成材を主とする木材・木製品製造業、水産加工を主とする食料品製造業、金型部品を主とする生産用機械器具製造業です。魅力あるモノづくり産業を育てるため、企業・事業所が安心して仕事ができる環境整備のほか、企業立地の取組も必要です。

商業は、広い駐車場を備えた郊外型店舗への消費者のシフトが続いています。一方で、高齢者などが自ら足を運べる地域の商店街の必要性も高まっており、消費者の視点に立った商業の振興と既存商店街の活性化が必要です。

観光は、三陸復興国立公園、早池峰国立公園を有する環境を生かし、自然景観を核とした見る観光に加え、「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」などの自然体験観光、浄土ヶ浜と出崎地区を拠点とし、「出崎ふ頭」、「遊覧船」、「青の洞窟」などを核とした体験型観光、大型外国客船や訪日外国人旅行客を受け入れるインバウンド対応を強化し、多様な観光ニーズに対応する魅力ある「おもてなし観光」の推進が必要です。

地域の産業が持続的に発展していくために、各産業において集積、蓄積された資源を活用し、産業間の連携、創出を促し、活力に満ちた産業振興都市を目指しています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

総人口は、昭和 35 年から平成 27 年までに 24,417 人減少しています。人口減少率は、昭和 60～平成 2 年の 5.8%以降、3～6%台で推移しています。(表 1-1(1))

表 1-1(1) 総人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 81,093	% △ 1.5	人 79,894	% △ 0.1	人 79,805	% △ 0.1	人 79,214	% △ 0.7

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 78,617	% △ 0.8	人 77,024	% △ 2.0	人 72,538	% △ 5.8	人 69,587	% △ 4.1

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 66,986	% △ 3.7	人 63,588	% △ 5.1	人 59,430	% △ 6.5	人 56,676	% △ 4.6

年齢別人口の構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しています。昭和50～平成27年の40年間で比較すると、年少人口は7割以上減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は約2.9倍に増加しています。（表1-1(2)）

表1-1(2) 年齢別人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 81,093	人 79,214	% △ 2.3	人 72,538	% △ 8.4
0歳～14歳	28,105	20,881	△ 25.7	13,635	△ 34.7
15歳～64歳	48,866	51,655	5.7	48,104	△ 6.9
うち15歳～29歳(a)	20,524	16,915	△ 17.6	11,861	△ 29.9
65歳以上(b)	4,122	6,678	62.0	10,760	61.1
若年者比率 ((a)/総数)	% 25.3	% 21.4	—	% 16.4	—
高齢者比率 ((b)/総数)	5.1	8.4	—	14.8	—

区 分	平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 63,588	% △ 12.3	人 59,430	% △ 6.5	人 56,676	% △ 4.6
0歳～14歳	8,426	△ 38.2	7,230	△ 14.2	6,060	△ 16.2
15歳～64歳	37,837	△ 21.3	33,792	△ 10.7	31,218	△ 7.6
うち15歳～29歳(a)	8,215	△ 30.7	6,801	△ 17.2	6,208	△ 8.7
65歳以上(b)	17,325	61.0	18,363	6.0	19,167	4.4
若年者比率 ((a)/総数)	% 12.9	—	% 11.4	—	% 11.0	—
高齢者比率 ((b)/総数)	27.2	—	30.9	—	33.8	—

(注) 平成2年、平成22年及び平成27年の総数が年齢区分の合計と一致しないのは、年齢不詳人口によるものである。

人口の将来見通しについて、将来推計人口のデータ（国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成30年3月））でみると、総人口は今後も減少するものと見込まれています。平成27～令和7年を比較すると10年間で7,605人、約13.4%の減少が見込まれています。（表1-1(3)）

表1-1(3) 人口の見通し

（単位：人）

年 区分	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
人口	63,588	59,430	56,676	50,401	49,071
人口ビジョン	—	—	—	52,709	50,194

年 区分	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
人口	45,176	41,293	37,441	33,688
人口ビジョン	47,720	45,398	43,264	41,272

（注1）人口は、平成17年から平成27年までは国勢調査による実績（令和2年は令和3年5月10日公表の速報値）を、令和7年から令和27年までは「日本の市区町村別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計）を記載。

（注2）人口ビジョンは、「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：平成27年度～令和元年度）」の策定にあたり、「日本の市区町村将来人口推計」（国立社会保障・人口問題研究所）に準拠した推計人口を基に、市が独自に想定した推計人口を記載。

総生産額は、平成18年度の1,726億円から、平成22年度には1,623億円と減少しています。平成28年度に2,654億円に増加したものの、平成30年度には2,285億円と減少に転じました。産業別の推移は、第1次産業は減少傾向、第2次産業は一時的に大幅増、第3次産業はほぼ横ばいとなっています。(表1-1(4))

就業人口は、平成27年で26,507人となっており、昭和35年と比較すると9,842人、27.1%減少しています。なお、平成27年は、平成22年と比較すると838人増加しています。産業別の就業人口比率をみると、第1次産業の比率が大きく減少し、第2次産業の比率は横ばいから減少に転じる一方、第3次産業の比率は大きく増加する傾向にあります。産業別の推移は、第1次産業は昭和35年以降減少が続き、その減少は非常に大きく、昭和35年と平成27年を比較すると14,804人、約87.6%と大きく減少しています。第2次産業は、昭和45年以降平成7年まで9,000人台を概ね横ばいで推移していましたが、平成12年以降減少に転じました。平成27年は7,411人となり、平成22年と比較すると925人増加しています。第3次産業については、昭和35年以降、増加傾向にありましたが、平成12年を境に減少傾向に転じ、平成27年では16,997人となっています。(表1-1(5))

総生産額及び就業人口は、復興関連事業の影響により第2次産業において一時的に大幅増となりましたが、今後は減少することが見込まれます。

表1-1(4) 産業別生産額（平成30年度岩手県市町村経済計算年報）

区 分	平成18年		平成22年		平成26年	
	総生産額	増減率 (構成比)	総生産額	増減率 (構成比)	総生産額	増減率 (構成比)
総 数	百万円 172,643	% —	百万円 162,323	% △ 6.0	百万円 219,825	% 35.4
第1次産業	8,667	5.0	7,508	4.6	7,052	3.2
第2次産業	40,484	23.4	33,717	20.8	87,645	39.9
第3次産業	122,725	71.1	120,207	74.1	122,951	55.9

区 分	平成28年		平成30年	
	総生産額	増減率 (構成比)	総生産額	増減率 (構成比)
総 数	百万円 265,429	% 20.7	百万円 228,505	% △ 13.9
第1次産業	7,796	2.9	8,321	3.6
第2次産業	129,978	49.0	90,898	39.8
第3次産業	126,451	47.6	127,830	55.9

(注) 第1次産業、第2次産業、第3次産業の計が総数と一致しないのは、関税、消費税等によるものである。

表 1-1(5) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年	
	実数	増減率 (構成比)	実数	増減率 (構成比)	実数	増減率 (構成比)
就業者総数	人 36,349	% —	人 35,933	% △ 1.1	人 38,135	% 6.1
第 1 次産業	16,903	46.5	13,849	38.5	12,584	33.0
第 2 次産業	7,670	21.1	8,376	23.3	9,341	24.5
第 3 次産業	11,776	32.4	13,708	38.1	16,210	42.5

区 分	昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	増減率 (構成比)	実数	増減率 (構成比)	実数	増減率 (構成比)
就業者総数	人 35,923	% △ 5.8	人 36,230	% 0.9	人 35,602	% △ 1.7
第 1 次産業	9,210	25.6	7,862	21.7	6,972	19.6
第 2 次産業	9,590	26.7	9,371	25.9	9,255	26.0
第 3 次産業	17,123	47.7	18,997	52.4	19,375	54.4

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率 (構成比)	実数	増減率 (構成比)	実数	増減率 (構成比)
就業者総数	人 34,675	% △ 2.6	人 33,924	% △ 2.2	人 31,152	% △ 8.2
第 1 次産業	6,081	17.5	4,830	14.2	3,598	11.5
第 2 次産業	9,658	27.9	9,847	29.0	9,013	28.9
第 3 次産業	18,936	54.6	19,247	56.7	18,541	59.5

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率 (構成比)	実数	増減率 (構成比)	実数	増減率 (構成比)
就業者総数	人 28,524	% △ 8.4	人 25,669	% △ 10.0	人 26,507	% 3.3
第 1 次産業	3,378	11.8	2,548	9.9	2,099	7.9
第 2 次産業	7,218	25.3	6,486	25.3	7,411	28.0
第 3 次産業	17,928	62.9	16,635	64.8	16,997	64.1

(注) 分類不能は第三次産業人口に含めた。

(3) 行財政の状況

ア 行政

人口減少、少子高齢社会が進行する中、経済社会のグローバル化、情報通信技術（ICT）の普及が進み、ライフスタイルやワークスタイルが大きく変化しています。ICTは日々進化しており、今後もインターネットを通じたデータの多様化、大容量化などにより、さらなる社会構造の変化をもたらすと見込まれます。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大が与えた影響は大きく、テレワークやリモートサービスの活用が進むなど、感染症対策を講じながら経済を両立させられる新たな社会の創出が求められおり、行政分野におけるデジタル化も喫緊の課題です。このような背景を踏まえ、ICTを活用したデジタル・トランスフォーメーション（デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出）を推進し、市民サービスの向上と庁内運営の効率化を実現するため、令和3年4月に「宮古市デジタル戦略推進基本計画」を策定しました。より一層多様化・高度化する市民の行政ニーズに素早く積極的に対応し、市民一人ひとりにとって満足度の高い良質な行政サービスを持続的に提供していくことが必要です。

また、既存の事務事業を見直し、適時・適切な組織構造を柔軟に構築するなど組織及び運営の合理化に努めることが必要です。成果を重視し、徹底した情報公開と参画・協働を基本とした行財政システムにより、市民や地域の主体性が発揮され、個性豊かな地域づくりが行われる必要があります。

イ 財政

歳入・歳出の総額は、東日本大震災以前は300億円前後で推移していました。平成22年度において、歳入は、市民税・交付税等の一般財源が約6割、地方債及び国・県からの補助金等の特定財源が約4割を占めていました。主な歳出は、義務的経費のうち人件費や扶助費等が約33%、公債費が約14%、投資的経費が約17%となっています。東日本大震災後、復興に向けた取組を進めるために財政規模が拡大しましたが、ハード事業が概ね終了したことにより、震災前と同規模になってきています。

昨今、新型コロナウイルス感染症の動向により、中長期の先行きを見通すことが困難な状況に加え、歳入においては、人口減少による市税の減少、市町村合併に伴う特例措置の終了による普通交付税の減額など、厳しい状況が見込まれます。歳出においても扶助費や公債費などの義務的経費の増加に加え、公共施設やインフラ施設の長寿命化、老朽化した施設の改修、さらに新型コロナウイルス感染症対策などによる財源不足が見込まれます。

持続可能な行財政運営の確立のため、予算の重点化や効率的な執行、施設の再配置等による経常的経費の削減など、財源の大幅な減少を見据えた対応が喫緊の課題です。このことから、行政評価等の結果を適切に反映することはもとより、既存事業の必要性や費用対効果などを改めて精査し、事務事業の見直しや再構築を図り、限られた財源の重点的な配分に努めることが必要です。起債については、将来の財政負担に十分に留意した活用が求められます。また、若い世代の移住や企業誘致の促進による税収の確保のほか、「ふるさと納税」や「クラウドファンディング」といった税外収入の確保といった視点も重要になります。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	30,643,113	70,935,318	42,372,399
一般財源	19,300,216	24,389,888	19,303,893
国庫支出金	3,601,376	11,728,526	4,405,742
県支出金	1,788,571	5,719,865	3,409,864
地方債	3,584,229	3,492,940	5,585,400
うち過疎債	250,300	1,350,400	2,394,800
その他	2,368,721	25,604,099	9,667,500
歳出総額 B	29,512,783	63,959,423	40,561,463
義務的経費	13,761,764	14,050,703	13,225,175
投資的経費	4,938,802	32,292,225	10,410,422
うち普通建設事業	4,931,641	23,710,608	7,348,876
その他	10,812,217	17,616,495	16,925,866
過疎対策事業費	5,495,012	4,756,082	7,641,711
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,130,330	6,975,895	1,810,936
翌年度へ繰越すべき財源 D	682,156	2,937,182	646,477
実質収支 C-D	448,174	4,038,713	1,164,459
財政力指数	0.34	0.35	0.39
公債費負担比率	17.3	11.3	11.8
実質公債費比率	14.2	11.7	8.8
経常収支比率	81.5	92.4	93.0
将来負担比率	109.9	20.2	23.9
地方債現在高	38,948,706	34,194,456	45,106,413

(注) 上記区分については、地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づく。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	38.0	45.4	59.6	65.5	68.1
舗装率 (%)	41.1	69.9	73.3	79.1	79.8
農道					
延長 (m)	—	—	—	98,101	98,105
耕地1ha当たり農道延長 (m)	84.3	59.8	65.6	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	348,521	320,274
林野1ha当たり林道延長 (m)	8.2	8.3	7.5	—	—
水道普及率 (%)	87.8	96.5	96.4	97.9	98.4
水洗化率 (%)	—	14.6	38.5	76.7	89.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	21.2	21.8

(注) 平成2年度以前は旧川井村のデータを含まない。

(4) 持続的発展の基本方針

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化などを有しているほか、自然環境の保全や地球温暖化の防止など国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えています。また、都市圏への人口の過度の集中により大規模災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は一層重要なものとなっています。

近年、過疎地域への移住者の増加、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題解決につながる動きが活発になっています。これらを追い風に、過疎地域の自立と持続的な発展に向け、各種の施策を総合的・効果的に取り組んでいくことが必要です。

本市ではこの10年、東日本大震災、平成28年台風第10号、令和元年東日本台風、そして新型コロナウイルス感染症と度重なる災害等への対応を、市民一丸となって着実に進めてきました。また、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持するため「地方創生」に取り組んできました。

行政はもとより、地域社会を構成する市民、団体などが、それぞれ主体性をもって、共に支え合いながら、まちづくりに取り組んでいくことが大切です。また、社会的に弱い立場にある方々が、地域や職場、家庭などでのつながりが薄れることのないよう、社会の構成員として包み支え合う取組を進めることも重要です。この地域に暮らす市民誰一人取り残さず、明日への希望を持ち、生き生きと暮らしていけるようまちづくりを進めていきます。

地域の持続的発展を図るための「宮古市過疎地域持続的発展計画」（以下「過疎計画」という。）策定にあたり、基本方針を次のとおり示します。なお、過疎計画は、市の最上位計画である「宮古市総合計画（基本構想：2020-2029、前期基本計画：2020-2024）」（以下「総合計画」という。）に沿って施策を展開していくものです。

ア 基本的な考え方

本市は、豊かな自然、美しい景観に恵まれており、人々の結びつきが強い地域社会が形成されています。この恵まれた環境や地域の持つ特性、資源を最大限に生かし、創意と工夫を重ねて、持続可能なまちづくりを推進します。

このため、宮古市自治基本条例と、これを支える宮古市参画推進条例、宮古市協働推進条例、宮古市住民投票条例の適正な運用を図り、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という基本方針を取り込みながら、次のような考え方に基づき、まちづくりを進めます。

- 豊かな自然や伝統文化など地域の多様な資源を守り活用する「創造」のまちづくり
- 市民と行政とのパートナーシップによる「参画と協働」のまちづくり
- 市民が助け合いながら暮らすことができる「連携と共生」のまちづくり
- 「自己決定、自己責任」の原則に基づく「自立」のまちづくり
- すべての市民を社会の構成員として包み支え合う「共創」のまちづくり

イ 将来像 「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち

「森・川・海」は、本市に広がる豊かな自然・風土を示すものであり、同時に、これまで先人が培ってきた多彩な歴史や文化・伝統、暮らしの営み、産業の恵み、心豊かな人間性など、これからの時代に誇りうる私たちの財産となるものです。

豊かな「森・川・海」は、森を起点とし、川という循環経路を経て海に至るつながりの恩恵を受け、地域における自然環境の循環、分野を超えた多様な産業の連携、地域・人々の活発な交流をもたらす源となっています。

「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」は、豊かな自然とひとが調和し共生することにより、これらを積極的に生かしながら、心の豊かさやゆとりを実感し、自らの個性と能力を発揮していくことのできるまちづくりを進めていこうとする考え方を示すものです。

ウ 基本的な方向

① 自然と共に生きるまちづくり

恵まれた自然環境を守り育てながら、次の世代へ引き継いでいくことが重要です。

洪水や津波などの災害をもたらす自然を理解するとともに、「森・川・海」の自然環境を守ることを基本として、これらを生かしたまちづくりを推進します。

② 健やかで心豊かなひとを育むまちづくり

急速に進む少子高齢化に対応した保健・医療・福祉などの取組を進めます。

安心して出産・育児にのぞめる環境づくりを推進するとともに、すべての人が生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送り、地域の活動に参画し活躍できる、健やかで心豊かな人を育むまちづくりを推進します。

③ 多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり

永続的で持続可能な農林水産業を推進します。併せて、商品の高付加価値化に取り組む製造業を推進します。また、エネルギー資源の活用を通じて地域内の経済循環を促し、自立的な地域経済の創出につなげていきます。

起業や異業種間の交流を促進し、多様な産業が結びつく、持続可能な産業都市づくりを推進します。

エ 基本的な施策

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

○本市の魅力や生活に必要な情報の収集・分析を行い、ニーズにあった情報発信を行います。

○地域協力活動を積極的に行う人材の受入れを推進します。

○本市の魅力を高め、誰もが「住みたい」「戻りたい」と思えるまちづくりを進めます。

○地域の活性化と地域課題の解決に向けて、市民、市民団体等が互いに目的を共有し、対等な立場で連携、協力するなど、自主性及び自立性を尊重する協働と参画のまちづくりを進めます。

- 誰もが地域に誇りと愛着を持って、主体的にまちづくりに関われるよう市民活動への参加を促進します。
- 年齢や性別、社会的な多様性などを互いに理解し合い、包み支え合いながら暮らす社会の実現を図ります。
- すべての市民が地域社会を支える構成員として共に暮らせる地域づくりを進めます。

② 産業の振興

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込む市内経済の回復を図るため、「事業の継続」と「雇用の維持」を基本とし、事業者を支援します。
- 企業誘致や既存事業の増設等を支援することにより、雇用の場を確保できるよう取り組みます。
- 新規創業者が、市内に定着し、継続して事業を実施していけるよう支援します。
- 若者の定着とU・Iターンの促進に取り組み、働きがいのある就労環境の整備を支援し、ニーズに沿った働き方を実現できるようサポートすることで、人が輝く、活力に満ちた産業振興都市づくりを推進します。
- 各産業において集積、蓄積された資源を活用し、産業間の連携、創出を促すとともに、商品の高付加価値化を推進します。
- 基幹道路網や港湾機能を活用し、物流ネットワークの強化を図ります。
- 三陸復興国立公園、早池峰国定公園を有する環境を生かし、自然景観を核とした見る観光に加え、「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」などの自然体験観光、浄土ヶ浜と出崎地区を拠点とし、「出崎ふ頭」、「遊覧船」、「青の洞窟」などを核とした体験型観光、大型外国客船や訪日外国人旅行客を受け入れるインバウンド対応を強化し、多様な観光ニーズに対応する魅力ある「おもてなし観光」を推進します。

③ 地域における情報化

- 高度情報化に対応した情報通信基盤の充実を図ります。
- 市民にとって満足度が高く、質の高い行政サービスを将来にわたって提供できるよう取り組みます。

④ 交通施設の整備、交通手段の確保

- 産業、経済、医療、防災、地域活性化の基盤である都市間高速交通ネットワーク整備による物流機能強化や交流人口の拡大を図ります。
- 市民生活の利便性の向上と少子高齢社会に対応した安全性の確保を基本とする生活幹線ネットワークの形成を図ります。
- 公共交通機関の利用促進、港湾施設との連携強化など総合交通体系の整備を図ります。
- 基幹道路網や港湾機能を活用し、物流ネットワークの強化を図ります。【再掲】

⑤ 生活環境の整備

- 市民の生命と財産を守る消防・防災体制の充実、交通事故や犯罪の防止による安全な市民生活の確保を図ります。
- 安全・安心な水の供給、生活排水の適正な処理など、快適な生活環境づくりを進めます。

- これまでの津波や高潮、風水害などの災害の経験を踏まえ、防災施設や情報伝達体制、強靱なインフラの整備などを図り、災害に強いまちづくりを進めます。
 - 災害の記憶を風化させることなく後世に伝承していく取組を推進します。
 - 森林、河川、海岸など地域が持つ豊かな自然環境を保全するとともに、景観に配慮したまちづくりに取り組みます。
 - 環境衛生の充実を図るため、ごみの減量化・資源化を進め、循環型社会を推進します。
- ⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進
- 健やかな生活が続けられるよう健康寿命の延伸に取り組みます。
 - 児童・高齢者・障がい者福祉、子育てや生活困窮者支援、地域福祉活動、保健・医療サービスの充実を図ります。
 - 人々が認め合い、支え合いながら、すべての市民が、生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりを進めます。
- ⑦ 医療の確保
- 健やかな生活が続けられるよう健康寿命の延伸に取り組みます。【再掲】
 - 児童・高齢者・障がい者福祉、子育てや生活困窮者支援、地域福祉活動、保健・医療サービスの充実を図ります。【再掲】
 - 人々が認め合い、支え合いながら、すべての市民が、生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりを進めます。【再掲】
- ⑧ 教育の振興
- 今を生きる市民一人ひとりの多様な学びが、次世代に伝わり繋がっていくことを目指します。
 - 誰もがその個性を伸ばしながら学び続けることができる生涯学習環境を整備します。
 - 児童・生徒の「健康な体、豊かな心、確かな学力」の定着を通して、社会を生き抜くための「生きる力」を育む学校教育の充実を図ります。
 - 誰もがライフスタイルに応じた生涯スポーツに取り組める環境づくりとともに、各種競技スポーツの振興を図ります。
- ⑨ 集落の整備
- 集落の実情に合ったもので、施策ごとに有効な事業導入を進め、集落住民の生活環境の向上を図ります。
- ⑩ 地域文化の振興
- 地域の風土に培われてきた貴重な文化財を保存・活用し、後世に伝え残すための施策を展開します。
 - 地域の歴史や芸術・文化への理解を深め、地元への愛着や誇りの醸成を図ります。
- ⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進
- 脱炭素型社会の実現に向け、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。
 - 再生可能エネルギー事業に主体的に参画し、地域内経済循環を推進します。

(5) 持続的発展のための基本目標

総合計画に掲げる将来指標に沿って、基本目標を次のとおり掲げます。

ア 人口

誰もが、いつまでも、住み続けたいと思える環境をつくることにより、人口減少速度の抑制を図り、人口ビジョンで掲げた人口の確保を目指します。また、社会減数は0人を目指します。

■人口の推移と推計

(単位：人)

区分 \ 年	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
人口	50,401	49,071	45,176	41,293	37,441	33,688
人口ビジョン	52,709	50,194	47,720	45,398	43,264	41,272

(参考) 社会増減の推移 (宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略評価及び検証)

(単位：人)

平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
△232	△332	△302	△562	△606	△532

イ 所得

所得の減少局面にあっても、整備が進む新たな交通ネットワークの活用や産業振興施策により、市民所得については、国民所得の水準を目標に取り組みます。

(参考) 市民一人当たりの分配所得の推移 (平成30年度岩手県市町村経済計算年報)

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
宮古市	2,420	2,529	2,648	2,715	2,764	2,744
県平均	2,566	2,597	2,666	2,684	2,776	2,842
国民所得	2,938	2,983	3,070	3,091	3,164	3,198

(注) 平成28年度以前の係数は、遡及改定に合わせて修正したため、総合計画記載の係数と一致しない。

ウ 市への愛着度・定住意向

郷土への理解や誇りなどを高めるような取組を推進し、「市への愛着度」「定住意向」の割合を80%まで増加させ、参画と協働のまちづくりを進めます。

(参考) 市への愛着度・定住意向の推移 (宮古市市民意識調査報告書)

(単位：%)

区分 \ 年度	平成21年度 (2009)	平成25年度 (2013)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)
市への愛着度	70.0	74.2	68.0	70.1
定住意向	71.3	75.5	73.7	75.7

(6) 計画の達成状況の評価

総合計画において、施策や基本事業の成果及び達成度を明らかにするため、宮古市自治基本条例に定める行政評価を行い、適正な進行管理を図ることとしています。過疎計画は総合計画に沿って取組を進めることから、行政評価を過疎計画の評価とみなすこととします。

■行政評価の方法

- ・ 翌年度の実施計画策定又は予算要求事務に先立ち実施します。
- ・ 事務事業等の点検を行うとともに、当該点検結果を踏まえて評価表を作成します。
- ・ 必要と認める施策について、宮古市行政評価委員会で外部評価を実施します。
- ・ 行政評価は、毎年度の総合計画の実施計画及び予算編成に反映させます。

(7) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(8) 宮古市公共施設等総合管理計画との整合

本市では、公共サービス・公共施設等の規模の適正化により、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、「宮古市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。事業期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間で、対象施設は、保有している全ての公共施設と、道路、橋りょう、上水道当施設、下水道等施設及びその他の施設を加えた全てのインフラ施設です。

総合管理計画は、将来更新費用の削減目標や施設用途別の再配置の方向性、各施設の定量評価に基づく今後の検討の方向性を定めた「宮古市公共施設再配置計画（基本計画）」、各施設の具体的な展開（統廃合、複合化、建替え、民間活用など）を検討・決定した「宮古市公共施設再配置計画（実施計画）」に基づき基本方針を定めています。過疎計画における施設整備等は、総合管理計画の基本方針に基づき実施していきます。なお、過疎計画の各施策区分において、総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の該当項目と整合性を図ります。

ア 公共施設再配置の基本方針

- ・方針1：「複合利用の推進」「統廃合の推進」「新設の抑制」の3原則の下で公共施設の総量（延床面積）の削減を進めます。
- ・方針2：今後も活用する建物については、耐震性の確保、バリアフリー化の推進、省エネ性の改善、計画的保全による長寿命化等により、耐用年数を伸ばします。
- ・方針3：複合化や統廃合により生じた土地・建物の処分・有効活用を進めます。
- ・方針4：防災拠点の防災力を強化します。
- ・方針5：まちづくりや公共交通に対する施策と連携した再配置計画の策定を進めます。
- ・方針6：民間の活用や市民との協働により、効果的・効率的なサービス提供に努めます。
- ・方針7：全庁的な視点により公共施設マネジメントを推進します。

イ インフラ施設に関する基本方針

- ・方針1：機能保全に必要な財源の確保に努めます。
- ・方針2：インフラ施設の新設は段階的に抑制します。
- ・方針3：計画的な維持保全を実施し、財源の確保に努めます。
- ・方針4：長寿命化により将来の更新費用を抑制します。
- ・方針5：民間の活力を利用し、限られた予算で良質な行政サービスを提供します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と課題

ア 移住・定住・地域間交流

- 本市に興味を持っている方の傾向やニーズを把握し、マッチングや情報提供が必要です。
- 転出者が転入者を上回る状態、出生数の減少が継続し、人口減少が続いています。人口減少を抑制するために、転出者を減らし転入者を増やす取組が必要です。
- 多様な働き方が進む中、本市での魅力的な働き方を構築する必要があります。
- 他地域と、お互いの良さの共有や不足しているところを補い合うなど、交流・連携を通じた地域の活性化が必要です。
- 地域の生活機能の運営・維持、自治会組織の運営・維持が必要です。

イ 人材育成

- 個人の価値観や生き方が多様化し地域が抱える問題も複雑化しています。
- 地域社会の結びつきを深める活動などによる地域コミュニティの活性化が必要です。
- 防災、福祉、保健、防犯など協働のまちづくりを推進するために地域自治組織や市民活動団体が果たす役割は多岐にわたり、重要です。
- 地域内のつながりが希薄になってきているほか、高齢化などにより地域自治組織の担い手が不足しており、活動を担うリーダーの育成が必要です。
- 市民活動団体が自立して活動できるよう支援が必要です。
- 協働に対する市民の意識啓発とともに、市民と市の協働についての仕組みに関する周知等が必要です。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流

- ① 宮古市の魅力発信
 - 本市の魅力をPRするため、映像コンテンツ等を作成し情報発信します。
 - 本市に興味を持っている方のニーズやその傾向を分析します。
- ② 移住者増加の促進
 - 移住相談会などを活用し、移住希望者へ積極的なアプローチを行います。
 - 都市部住民と地元企業を複業で繋ぐ取組を継続し、本市における多様な関わり方を構築し、情報発信することで本市と継続的に関わる人材の発掘を推進します。
 - 高校生と協働して市内企業の特徴を紹介するパンフレットを作成するなど、地元高校生等に対する定住化促進の取組を行います。
 - 地域力の維持及び強化のため、地域おこし協力隊の受入れを推進します。

イ 人材育成

① 地域自治組織への活動支援

- 地域活動の拠点となる集会施設整備への助成など、地域のコミュニティづくりを支援します。
- 関係団体等と連携して研修会を開催するなど、活動の中心となる人材の育成を図ります。
- 地域コミュニティの組織化のための助言、支援を行います。

② 市民活動団体への活動支援

- 市民活動団体の活性化と自立を図るため、活動などに対する支援の充実を図ります。
- 研修会などを開催し、市民活動への理解と参加する市民の増加を図ります。
- 令和3年4月に開所した「宮古市地域創生センター」を、幅広い年代が集い、生涯学習や市民活動の交流拠点として活用します。

③ 市民との協働の推進

- 市民協働の仕組みについて情報提供し、市民と市の協働推進についての相互理解を深め、協働事業を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 別冊のとおり

3 産業の振興

(1) 現状と課題

ア 農業

- 農家一戸あたりの耕作面積が少なく、水稻、野菜、果樹、花き、畜産などを組み合わせた「複合経営」と「多品目栽培」が特徴です。これらの特徴や地域条件を活かした生産性の向上や高収益作物（重点品目・推進品目等）の生産拡大、農業関連施設の整備や農地の有効活用などによる農業経営の安定化が必要です。
- 東日本大震災津波、平成 28 年台風第 10 号、令和元年東日本台風による被害からの復旧に伴い整備された再生農地では、営農が再開しました。安定した生産活動に対し、県・JAなどと連携した取組が必要です。
- 地産地消の推進や安全・安心な農作物の生産による地域農産物の消費拡大が必要です。
- 農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでいることから、地域の農業を支える意欲と能力のある担い手の確保・育成が必要です。
- 遊休農地が増加しています。病害虫の発生などで周辺農地へ悪影響を与えるほか、農地の持つ水源かん養機能や景観形成などで、市民生活にも大きく関わるため、遊休農地の発生防止と解消が必要です。
- ニホンジカやツキノワグマをはじめとした鳥獣による農作物被害が拡大しています。また、イノシシも捕獲され、新たな被害発生が懸念されます。鳥獣捕獲実施隊の活動や農作物被害防止対策の強化が必要です。
- 農道や農道橋、農業用施設は整備から年数が経過しており、適切な維持管理が必要です。

イ 林業

- 森林の保育、伐採、造林の持続可能な林業経営サイクルを進めるなど森林資源の適切な更新が必要です。
- 間伐や植林等は、施業の集約化等による低コスト化が必要です。
- 手入れ不足の森林が増え、間伐材の多くが林地内に置かれ未利用資源となっていることから、森林資源を効率的に利用し、木材自給率を高める必要があります。
- 乾しいたけの生産量が減少していることから、乾しいたけ等特用林産物の生産拡大を図る必要があります。
- 林業従事者の高齢化や担い手不足が進んでいることから、地域の林業を支える意欲と能力のある担い手の育成が必要です。
- 森林の持つ公益的機能の理解促進を図ることが必要です。
- 林道や林業施設は整備から年数が経過し、適切な維持管理が必要です。
- 森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した事業の導入が必要です。

ウ 水産業

- 水産資源の減少などにより水揚量が減少していることから、今後も「つくり育てる漁業」を推進し、安定的な生産維持が必要です。
- 漁港施設は、老朽化による修繕、改修等が求められており、適切な維持管理が必要です。
- 近年頻発している大型台風や急速に発達した低気圧による異常な高波で防波堤倒壊等の被害が発生しています。これらに備えた漁港の防災・減災機能の強化が必要です。
- 漁港施設は、蓄養・増養殖の場や漁業体験の場など漁業生産や観光目的としての利用ニーズが高まっており、既存ストックを活用した漁港施設の多目的利用が必要です。
- 漁業作業の効率化・就労環境の改善が必要です。
- 漁業者や漁協の経営基盤強化のため、資本整備の高度化、経営の近代化などが必要です。
- 漁業従事者の高齢化や担い手不足が進んでいることから、地域の水産業を支える意欲と能力のある担い手の育成が必要です。
- 宮古市魚市場への水揚量の増大を図ることが必要です。
- 地域水産物の付加価値を高めるため、水産加工業の高付加価値加工品の開発、ブランド化、販路拡大支援のほか、生産から流通、加工までの一貫した衛生品質管理体制構築の支援が必要です。
- 河川漁業は、河川環境の変化などによる資源の減少とともに、カワウによる食害が問題となっていることから、種苗放流や環境保全などによって資源の回復を図るとともに、カワウ対策を継続することが必要です。

エ 工業

- 主力工業は、コネクタを主とする電子部品製造業、合板・集成材を主とする木材・木製品製造業、水産加工を主とする食料品製造業、金型部品を主とする生産用機械器具製造業です。コネクタ・金型産業は日本有数の産地で、本市で最も製造品出荷額が多く、工場が集積しています。木材・木製品製造業の主原材料は地域材であることから、地域の林業と密接な関係にあります。水産加工業は、東日本大震災後の販路減少、水揚量の減少による原材料の高値等により、厳しい経営状況に置かれている事業者もいます。
- 製造業総生産額は増加していますが、事業所数や従業員数は減少しています。
- 人材育成と生産的な雇用や働きがいのある就労環境の整備が必要です。
- モノづくりの技術力の底上げを図る取組が必要です。
- 事業者が事業継続計画（BCP）を策定し、災害等からの安全を担保し仕事に取り組める環境整備が必要です。
- 企業立地を促す産業用地の整備が必要です。
- 新規創業へのサポート体制の充実が必要です。

オ 商業

- 中心市街地の商業・サービス業者が実施する賑わい創出のイベント等への支援を継続するとともに、平常時の来街者の増加を図るため、増加する空き地や空き店舗の活用が必要です。
- 外国人来訪者の増加、外国客船の寄港に伴うインバウンド対応や消費者動向からキャッ

シュレス決済の導入推進が必要です。

- 人口減少や少子高齢化、後継者問題などの要因で居住地域の小売店が廃業することにより、買い物弱者の増加が見込まれていることから、対策が必要です。
- 事業者の経営の安定・強化のための融資制度を実施し、魅力ある個店の創出が必要です。
- 宮古商工会議所の商業・サービス業の会員数が減少しており、後継者対策として事業承継が必要です。

カ 観光

- 観光客数は東日本大震災前よりも増加しており、本市の最大の観光拠点である浄土ヶ浜では、環境や景観への配慮しながら第四駐車場を新規整備し、浄土ヶ浜レストハウス周辺の駐車場整備を実施しています。
- 田老地区で実施している津波遺構「たろう観光ホテル」を中心とした「学ぶ防災」事業は、一定の認知と評価を得ています。また、「道の駅たろう」内にある「たろう潮里ステーション」は三陸ジオパークのゲートウェイとして観光情報拠点の役割を担っています。
- 「シートピアなあと」、「グリーンピア三陸みやこ」、「道の駅たろう」、「リバーパークにいさと」、「道の駅やまびこ館」等の国道45号、国道106号沿線の交流拠点施設が、交流人口の拡大に活用されています。中でも「道の駅やまびこ館」と「道の駅たろう」は遊具を設置し、遊び場を提供しています。
- 三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、国道340号の整備により移動時間が短縮され、既存施設周辺の交通量が大きく変化することから、適切な維持管理等が必要です。
- 外国人観光客の受入については、外国客船の寄港や訪日外国人旅行者が増える中、外国人観光客おもてなし研修会や、インバウンドセミナーなどを開催し受入体制の整備を行っていますが、商店街等のキャッシュレス化やインバウンド対応研修など多方面からの取組が必要です。
- 「森・川・海」の豊かな自然や地域の文化、三陸ジオパークのジオサイト、みちのく潮風トレイルコースを活用した複合型体験観光プログラムの開発と充実が必要です。
- 新たな観光形態として注目されている、近隣圏を対象としたマイクロツーリズムや仕事と余暇を同時に行うワーケーションの推進のため、環境整備や情報収集が必要です。
- 「グリーンピア三陸みやこ」は、第3期利活用計画を基本とし、体験型観光コンテンツを活用した修学旅行やスポーツ合宿等の誘致が必要です。
- 令和4年7月には、遊覧船の運航開始が予定されており、公園や、潮だまり、船舶発着機能も有する出崎地区を新たな観光拠点とした観光客誘客施策を進めます。
- 観光情報の発信は、観光関係団体と連携した首都圏での観光PRや、旅行雑誌社への情報提供、パンフレットやガイドブックの配布、SNSなどを活用して行っていますが、より速やかに全国へ伝えるための情報発信の強化が必要です。

キ 連携・高付加価値型産業

- 水揚げ量本州一の真ダラを加工したタラフライなど、水産加工を中心に商品の高付加価値化に取り組む事業者が増えているほか、都市間道路交通網の整備により交流圏が広がったことから、販路の拡大に取り組む事業者が増えています。

- 企業・事業者のニーズを把握し、関係機関と連携した情報提供や支援体制の継続が必要です。
- 改善の参考となる異業種連携の促進、産学官連携の継続と、開発・改良による商品の高付加価値化への取組が必要です。
- 従事者の確保、後継者不足といった課題を抱える事業者が出てきており、人材育成と働きがいのある就労環境の整備が必要です。
- 輸出入に取り組む事業者が増えていることから、加工原料の輸出入、加工食品の輸出など新たな販路拡大への支援が必要です。

ク 港湾

- 出崎ふ頭は、港湾計画において交流拠点地区に位置付けられ、防波堤、ふ頭用地、係留施設等の整備が進められていますが、三陸復興国立公園、三陸ジオパークなどを巡る観光客の利便性を図るほか、市民や観光客が気軽に訪れることのできる施設等の整備が必要です。
- 取扱主要品目である林産品の取扱量は減少しています。宮古港の貨物取扱量の増加を図るために、食品などの荷捌きができる新たな上屋整備等による集荷や令和2年4月から寄港が休止されているフェリー就航の早期再開が必要です。
- 近年、大型客船の寄港が増加しています。平成31年4月に岩手県内で初となる10万t超級の外国客船「ダイヤモンド・プリンセス」が寄港しました。大型客船の寄港は、広域市町村にもたらす効果が大きいことから、積極的なポートセールスの実施と受入体制の整備が必要です。
- 「リアスハーバー宮古」は海洋レクリエーション活動の拠点として利用されており、海洋レクリエーションの振興のため、更なる利用促進が必要です。
- 藤原ふ頭工業用地には、未分譲の国有地があり、震災後廃業した企業もあります。港湾を活用する企業の誘致が必要です。

ケ 雇用対策と労働者福祉

- 東日本大震災以降高い傾向にあった求人倍率は、復興関連事業の終了に伴い落ち着き、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。また、新規高卒者のうち、管内就職者は横ばいで推移しています。労働力確保のため、新規学卒者の地元就職及びU・Iターン者の就業促進が必要です。
- 地元定着のため、管内事業所から求職者や在職者の資格取得や職業訓練のニーズが高まっていることから、市民ニーズにあった職業訓練を実施できるよう、関係機関との連携が必要です。
- トライアル雇用奨励金など早期離職防止や資格取得訓練への奨励・補助など再就職の支援、高齢者の能力を活用できる雇用機会の拡大が必要です。
- 勤労者福祉の活動支援及び勤労者の福利厚生などの充実や融資制度及び出稼ぎ互助会加入促進など制度内容の充実、周知による労働者福祉の充実が必要です。

(2) その対策

ア 農業

- ① 農畜産物の生産拡大
 - 沿岸部、内陸部、高原地域ごとに「重点振興品目」「推進品目」「導入品目」を定め、関係機関・団体等による生産支援体制を強化するなど、自立できる農家の育成を図ります。
 - 宮古市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、電気柵の導入支援や市鳥獣被害対策実施隊の活動を強化し、効果的な有害鳥獣被害対策に取り組むほか、ジビエを活用した食産業など新たな事業の調査研究を進めます。
 - 農薬や化学肥料を減らす取組と有機肥料の利用による安全で安心な農産物の生産を推進します。
 - 優良な繁殖素牛の導入及び飼養管理に対する支援を行うとともに、公共牧場への放牧による飼料コストの低減、耕種農家との連携などにより、畜産農家の経営安定と生産拡大を推進します。
- ② 地域農産物の消費拡大
 - 安定した生産や供給体制の確立を図るとともに、生産者と給食関係者との情報交換や、産地直売施設と消費者との交流の機会を確保することにより、学校給食や産地直売施設などで地産地消を推進し、地域農産物の消費拡大を図ります。
 - 田植え、稲刈りなど、季節ごとの農業体験を開催し、地域農産物の積極的なPRを行います。
 - 地域農産物の消費拡大や付加価値を高めるため、新たな加工品開発の取組を支援します。
- ③ 担い手の確保・育成
 - 各種補助事業の実施や研修会などの実施により、地域農業の担い手となる農業者や新規就農者に対する支援を行います。
 - 意欲ある農業者を認定農業者として認定し、経営改善や能力向上に向けた活動を関係機関や団体と連携して支援します。
 - 各地域の意向を基に策定した「地域農業マスタープラン」の実現に向け、地域において中心的な役割が見込まれる農業者の育成・確保を図るほか、集落営農や農業法人の育成を進め、農業所得の向上を目指します。
- ④ 農地の保全・活用
 - 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度により、優良な農地の保全と有効活用を図るとともに、農地が持つ国土の保全や水源のかん養、洪水の防止などの多面的機能を維持します。
 - 遊休農地解消対策の実施と農地の利用集積を図るため、農地中間管理機構を利用して、農地の保全や再生利用を推進します。

⑤ 農村環境の整備

- 農道や農道橋の維持管理、機能充実を図り、農業生産基盤の整備を推進します。
- 農業用施設等の老朽化及び機能低下を補強し、持続可能な農業生産活動を推進します。

イ 林業

① 計画的な森林整備の推進

- 森林経営計画の策定、施業の集約化や路網の整備などによる低コスト作業体制の確立など、森林所有者の行う森林整備活動を支援します。
- 森林所有者が経営管理を放棄した人工林について、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づき森林所有者から経営管理権を取得します。適切な森林整備を実施することにより未整備森林の解消を図ります。
- 専門職員がきめ細やかに森林所有者等を指導するとともに、低コスト造林の推進により再造林率の向上を図ります。
- 低コスト間伐の推進により間伐材利用を促進するとともに、立地等の条件不利な人工林については天然林化等を推進し、森林の公益的機能の維持を図ります。
- しいたけ等ほだ木の原木となるナラ類等の広葉樹資源の持続的な育成を推進します。
- 林道の維持管理、機能充実を図り、林業生産基盤の整備を推進します。

② 地域材の利用推進

- 林業成長産業化に向け、木材加工業の市場性の高い製品開発と流通拠点や加工施設の整備を支援します。
- 木材産業が集積している本市の特徴を最大限に生かすため、木材の地産地消を推進し、民間住宅や公共施設等への地域材の利用を推進します。
- 個人住宅や事業所への二次燃焼機能付き薪ストーブ等の木質燃料を使用する暖房設備の導入を支援し、普及拡大に取り組みます。
- 豊富な森林資源を木質バイオマスエネルギーとして有効活用する方策について、調査研究を進めます。

③ 特用林産物の生産拡大

- 特用林産物の生産量を増大させるため、生産設備の整備等に対する補助と生産団体への研修事業を実施し、生産性と品質の向上を図ります。
- ほだ木の安定確保のため、育成天然林施業の推進や素材生産業者との連携などの対策を推進します。
- 産直施設や市内小売店での販売による地産地消を推進します。併せて県外向けの販路拡大に取り組みます。

④ 担い手の確保・育成

- 自ら経営を行う林業担い手(林業新規就業者)を希望する者が、素材生産や原木しいたけ生産など林家での研修に対し支援を行います。
- 林業の成長産業化と森林の適切な経営管理を実現するため、担い手となる林業従事者の確保、育成が重要となることから、林業事業体に就職する林業従事者を、関係機関

と連携して育成を支援します。

⑤ 森林づくり活動の推進

- 森林保育の重要性について市民の理解を深めるため、市有林等を利活用した森林・林業体験事業を開催するなど、市民による森林づくりへの参画の推進を図ります。
- 企業の行う森林づくり活動について、森林づくりへの貢献を希望する企業との連携を図ります。
- 林業者施設の適切な維持管理を図ります。

ウ 水産業

① 生産の拡大

- 「つくり育てる漁業」の中心となる沿岸漁業を振興するため、養殖漁業の安定生産や前浜資源の維持増大の取組を支援します。
- 水産資源の適正かつ徹底した管理による持続可能な遠洋・沖合漁業を支援します。
- 漁場環境の保全活動を支援します。
- 「宮古トラウトサーモン」の海面養殖について、種苗生産、中間育成、海面養殖の一貫した体制の構築を目指します。
- 「ホシガレイ」の陸上養殖事業について、着実な事業化を目指し取り組みます。

② 漁港・漁場・漁村の整備

- 漁業生産コストの低減や就労環境の改善を図るため、水産物の陸揚げ作業等の効率化・省力化に資する施設の計画的な整備を推進します。
- 水産物を安定的に供給するため、水産基盤施設機能保全計画に基づく計画的な保全管理を推進します。
- 高波などの自然災害に備えた防波堤等の機能強化に取り組みます。
- 漁業体験や余暇活動の場として漁港施設等を活用するなど、観光客の集客も見据えた多目的利用を推進します。
- 漁村の活性化を図るため、水産業の理解活動や新規就業希望者の受入れを行います。

③ 経営基盤の強化

- 漁業経営体の資本整備の高度化と経営の近代化を関係機関と連携して支援します。
- 漁業就業者の減少と高齢化に対応するため軽作業化を支援します。
- 養殖漁業の生産基盤である家族経営の存続とともに、協業体など新しい生産基盤の確立を支援します。

④ 担い手の確保・育成

- 養殖漁業及び漁船漁業の新規漁業就業者に対する支援を行います。
- 関係機関と連携し、養殖漁業や漁船漁業への就業を促進します。
- 宮古市漁業就業者育成プログラムを実行し、新規漁業就業者の確保と育成を図ります。
- 水産教育のセンタースクールとして、岩手県立宮古水産高等学校への養殖科新設に向けた取組を強化します。

○宮古水産高等学校への市外からの学生受入のため、下宿への補助を行い、担い手確保を図ります。

⑤ 流通加工体制の整備

○宮古市魚市場の経営戦略に基づき、魚市場経営の安定化を図ります。また、優良衛生品質管理市場として衛生管理を徹底し、高品質な地域水産物のブランド化を推進します。

○水揚げが減少していることから、廻来船誘致活動を強化し、宮古市魚市場の水揚げ増大に取り組みます。

○水揚げ増大に対応する製氷冷凍設備能力の向上について、官民一体となって検討していきます。

○「安全・安心・本物」志向に応えるブランド戦略の支援や、水産物の生産から流通、加工までの一貫した衛生品質管理サプライチェーンの構築に取り組みます。

○主要魚種や良質な水産物の消費拡大につなげるため、マーケティングに取り組みます。

⑥ 河川漁業の推進

○淡水魚類の増殖と持続可能な河川漁業の振興を図ります。

○カワウの食害防除対策を支援します。

○河川環境の回復を図り親しめる河川の創造に努め、稚魚放流や釣り大会など遊漁者の裾野を広げる取組を支援します。

エ 工業

① モノづくりの環境整備

○技術力向上、学生向けセミナー等、次世代の人材育成や企業の新たな取組を支援します。

○企業が事業の安定的な経営環境を整え、災害などのリスクに対する事業継続力を強化する取組を支援します。

② 企業誘致の推進

○道路交通網の整備効果を生かし、金浜産業用地の整備を進めます。

○企業の新規立地や既存企業の増設の要望に応え、企業立地補助金等により新たな設備投資や雇用機会の拡大を支援します。

オ 商業

① 魅力ある商業活動の推進

○地域密着型の商業の振興と消費者ニーズに配慮した買い物環境の整備を図るため、各個店の連携を図り、商店街の振興活動を支援します。

○空き地、空き店舗の有効活用を促進するための事業を展開、支援します。

○新規創業者に対する情報提供と創業への支援を行います。

○対面販売のキャッシュレス化、ECサイト（電子商取引）の取組を推進します。

② 経営基盤の強化

- 関係機関と連携し、事業者の経営の安定・強化のための融資制度や経営に対する指導・相談の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、後継者対策・事業所の存続のため、事業承継を支援します。

カ 観光

① 受入体制の整備

- 観光施設等における避難路や避難誘導表示の再整備など、緊急時における避難対策を施し、観光客受入に向けた安全対策に取り組みます。
- 観光施設等において、観光客が快適な時間を過ごせるように、引き続きユニバーサルデザインの概念に基づいた施設の整備と管理を進めます。
- インバウンド対策として、看板、パンフレット等の多言語対応に努めると共に、海外旅行エージェントに対してもPR活動を行います。
- 自然公園の美化清掃と関連施設の適切な管理を行います。
- 観光文化交流協会や宿泊業者、交通事業者などの観光関係者との情報共有や連携を強化し、観光客の宿泊や二次交通の確保など受入体制を整備します。
- 観光ボランティアの育成を図るとともに、「もてなし観光文化検定」を実施し、市民のもてなし意識の向上を図り、観光客の再訪につながる体制づくりに取り組みます。
- with、after コロナを見据えた新たな観光形態の構築を図ります。

② 地域観光資源の活用

- 観光関係団体等と連携し、鮭まつり、毛ガニまつりなど、地域の観光資源を活用した各種イベントを実施し、観光客の誘客に取り組みます。特に「食のイベント」に関連させた旅行商品づくりを推進します。
- 自然豊かな閉伊川流域の潜在的な観光資源を活用した体験型観光の構築を図るため、資源の調査及び活用計画について研究します。
- 三陸ジオパークの中心として、市内ジオサイトの情報発信や、三陸ジオパーク認定ガイドの育成を行い、観光素材として活用します。
- 宮古、田老、新里、川井の各地区が連携する観光の構築に取り組みます。
- 遊具を設置した「道の駅やまびこ館」、「道の駅たろう」は、親子連れにも魅力的な賑わいの拠点となるよう目指します。
- 「みちのく潮風トレイル」を活用したトレッキング、浄土ヶ浜ナイトウォーク、地引網体験、重茂水産体験交流館「えんやあどっと」での水産加工体験など、本市ならではの体験メニューの提供に努めます。
- 既存の観光資源の検証・整理を行うとともに、体験型観光実践者をはじめとした観光、宿泊、交通事業者等と連携し、「森・川・海」の豊かな自然とその恵みを活かした複合型体験観光プログラムの開発と、本市の歴史、伝統、文化等を見つめ直し、新たな観光資源の掘り起こしを行います。
- 近隣圏を観光するマイクロツーリズムや、「仕事」をしながら「余暇」を過ごすワーケーションなど、新たな観光形態の推進による誘客を行います。

○三陸復興国立公園や三陸ジオパークの取組、環境省事業（みちのく潮風トレイル等）と連携した観光資源の創出を図ります。

○出崎地区を新たな観光拠点としてPRし、運航再開する遊覧船を中心に体験型観光の普及促進を図ります。

③ 観光情報の発信

○ポスター、パンフレットの作成や、観光関係団体と連携し、正確な情報を発信し、宮古市に関する情報が正しく伝わるよう確認に努めます。

○三陸鉄道の魅力と地域観光情報を組み合わせた旅行商品を提案していくとともに、三陸沿岸道路を活用し、青森県や宮城県からの誘客を図るための旅行ルートのPRに取り組めます。

○青森県から宮城県までを範囲とする三陸ジオパークを観光素材とし、沿線市町村と連携した誘客促進を図ります。

○三陸復興国立公園協会や三陸ジオパーク推進協議会、三陸ジオパーク北部・中部・南部ブロック会議、盛岡・八幡平広域観光推進協議会など、広域的な観光関係団体と連携し、大都市圏でのPR活動と旅行代理店等への情報発信を行うとともに、誘客促進を図ります。

キ 連携・高付加価値型産業

① 産業支援体制の充実

○事業者等のニーズに応じた支援を図ります。

○人材育成、製品開発・改良、異業種連携など、関係機関と連携し、研修などを通じて事業者等を支援します。

② 食産業の支援

○豊かな地域資源を生かし商品の高付加価値化を図るとともに、ECサイトなどの新たな販売手法の導入を後押しし、販路拡大と新規顧客の獲得を支援します。

ク 港湾

① 貨物取扱機能の強化

○宮古港利用促進協議会を中心に、県等と連携し、船舶会社や港湾を利用する企業に対して、宮古港の優位性である上屋と野積場を活かした効果的なポートセールスやフォーラムを実施し、貨物量の増加を図るとともに、定期航路の誘致を図ります。

○宮古港フェリー利用促進協議会を中心に、県や県内各市町村等と連携し、利用ニーズの把握、環境整備、物流事業者、観光事業者等への戦略的なポートセールスを実施し、フェリーの早期寄港再開に取り組めます。

○クルーズ船の誘致活動にあたり、乗船客が安心して本市及び県内を訪れていただけるよう、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、受入態勢に万全を期します。

② 港湾の活用

- 港湾の利活用と観光振興につながる大型客船の誘致や出崎ふ頭における交流拠点施設整備に取り組むとともに、受入体制の整備を図ります。
- 官民一体となって、「リアスハーバー宮古」を核とした海洋レクリエーションの振興を図ります。
- 港湾利用型企業の誘致を図ります。

ケ 雇用対策と労働者福祉

① 雇用の促進

- 新規高校卒業者の管内就職を支援するため、宮古公共職業安定所や宮古地域雇用対策協議会などの関係機関と連携し、雇用の場の確保に努めるとともに、管内企業を知るための取組などを実施します。
- 宮古公共職業安定所と連携し、求人情報の提供や就業に関する支援事業を行い、求職者の就業を促進します。また、U・Iターン希望者を対象に、情報提供を行います。
- 企業への雇用奨励及び再就職希望者への支援を行い、安定的な就業を促進します。
- 宮古市シルバー人材センターに対して支援を行い、高齢者の雇用機会の充実を図ります。
- 宮古職業訓練センターを職業訓練の拠点として、市民ニーズに応じた訓練内容の充実を図ります。
- 岩手県立宮古高等技術専門校で行っている金型技術科等における人材育成を関連企業や関係団体と連携し支援します。

② 労働者の福祉の充実

- 事業者に対し働き方改革やワークライフバランスを推進し、勤労者の福祉の充実を図ります。
- 勤労者向けの勤労者生活安定資金や勤労者教育資金などの貸付制度を継続し、労働者の福祉の充実を図ります。
- 出稼ぎ労働者については、出稼ぎ互助会への加入を促進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 別冊のとおり

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 事業内容

上記(2)その対策及び(3)事業計画のとおり

なお、広域で取り組むことでより一層の効果が見込まれる事業について、県及び県内各市町村と連携して実施します。

4 地域における情報化

(1) 現状と課題

ア 情報通信

- 地上デジタルテレビ放送は、共聴施設の整備等により市内の全世帯で視聴可能ですが、老朽化が進んでいるものもあり、改修にあたって計画的な支援が必要です。
- 携帯電話は一般的に広く普及しており、不感エリアの解消が求められています。携帯電話不感エリア解消は、事業者の参画を得なければ事業を行うことができないことから、一層の整備促進が必要です。
- 東日本大震災後、復興関連情報を提供するため、臨時災害ラジオ放送局を立ち上げました。その後、市民に被災者支援情報、復興関連情報、市政情報などを提供するため、市がエフエムラジオ放送施設を整備し、平成 25 年 8 月に宮古エフエム放送（株）がコミュニティエフエム（みやこハーバーラジオ）の運営を開始して、市民に対し広く情報を発信しています。開局から 7 年が経過し、「まちのエフエム」として市民に定着しており、引き続き施設の適切な維持管理が必要です。

イ 行財政システム

- 事務処理の効率化、内部情報の共有化を図るため、現在、住民情報、財務会計、庁内 LAN などの 62 業務がシステム化されており、各システムの適正な管理、制度改正への迅速な対応が必要です。また、保守・運営経費の縮減が求められています。
- 業務の効率化を図るため、ロボットによる業務自動化（RPA）や人工知能（AI）など、新たな情報通信技術（ICT）の導入を推進することが必要です。
- 将来にわたり質の高い市民サービスを安定的に供給していくため、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮し、働き方改革を積極的に進めていくことが必要です。

ウ 市民との情報共有

- 市民の知る権利を尊重し、情報公開制度により市の保有する情報の公開を一層進めることで、市の活動を市民に説明する責任を果たすとともに、公正で開かれた市政の推進を図ることが必要です。

エ ICTの活用

- 住民要望が一層、複雑化・多様化し、行政の果たすべき役割が質・量ともに増加している中で、住民要望に的確に対応し、市民サービスの向上を図るため、ロボットによる業務自動化（RPA）や人工知能（AI）などの導入を推進することが必要です。

(2) その対策

ア 情報通信

①情報通信網の整備促進

- 携帯電話不感地域を解消するため、各事業者に働きかけ、国の補助制度を活用した施設整備に取り組みます。
- 老朽化したテレビ共聴施設の改修を支援し、地上デジタルテレビ放送が受信できる環境を維持します。
- コミュニティエフエムの施設は、適切な維持管理を行います。
- AM・FMラジオ放送は、各地域の電波受信状況を調査し、難聴取地域解消と聴取環境維持について放送事業者へ働きかけます。

イ 行財政システム

①各システムの導入・運用

- 各システムのクラウド化など、導入・運用を適正に行い、各業務の効率化や保守・運用経費の縮減を図るとともに、法・制度の改正に迅速に対応します。

②行財政改革の推進

- 効率的な働き方を推進するため、ロボットによる業務自動化（RPA）や人工知能（AI）など、新たな情報通信技術（ICT）の導入を推進します。
- デジタル社会に対応するための職員の人材育成を推進します。

ウ 市民との情報共有

①情報の公開

- 市民との情報の共有に向けた取組の充実を図るとともに、市が保有する情報を誰もが閲覧できる「オープンデータ」として公開する取組を進めます。

エ ICTの活用

①新たなICTの活用

- 市民サービスの向上を図るため、ロボットによる業務自動化（RPA）や人工知能（AI）など、新たな情報通信技術（ICT）を導入し、電子市役所化を推進します。
- スマートフォン等を活用した市税や使用料等のキャッシュレス決済の導入を進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 別冊のとおり

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と課題

ア 都市間道路交通網

- 本市と各都市間を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部の急勾配やカーブの箇所が多く、移動に長時間を要します。
- 主要幹線道路である国道 45 号は、海岸線に面した道路であり、東日本大震災津波により通行不能となりました。また、令和元年東日本台風においては、法面等からの土砂の流入により通行不能となった箇所が多数発生しました。
- 県都盛岡市と本市を結ぶ重要路線である国道 106 号は、平成 28 年台風第 10 号において、二級河川閉伊川沿いの一部の区間が崩落により寸断するなどの被害を受けました。また、場所や時期によっては強い横風が吹きつけ、加えて冬季は圧雪・路面凍結のため、安全・安心かつ円滑な移動が困難です。
- 国道 340 号は、北上高地を南北に縦断し山間地域を結ぶ重要な路線です。しかし、未だ未改良の区間があり、道幅が狭く交互通行に支障をきたす箇所が多く、安全・安心かつ円滑な移動が困難です。
- 隣接市町村を結ぶ主要地方道や一般県道は、峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあります。また、重茂地区の唯一の幹線道路である主要地方道重茂半島線では、令和元年東日本台風において、土砂の流入や路肩の崩落、道路の決壊等により通行不能となった箇所が多数発生しました。
- 隣接市町村と連携・交流を図る基盤となる幹線道路網の整備が必要です。
- 産業、経済、医療、防災、地域の活性化など様々な分野への波及効果を高めるため、各都市間の移動時間の短縮を図る必要があります。
- 安全・安心に利用でき、地域間の連携が図られるよう、災害を未然に防ぐため、橋梁の耐震化や落石等への災害防除対策による災害に強い道路の整備が必要です。
- 盛岡市の高度救命救急センターへの搬送を含め、救命時間の短縮と走行中の安全性を確保するための道路の整備が必要です。

イ 市内道路交通網

- 市内幹線道路の中には、道路幅員が狭く、大型トラックやバスのすれ違い等の通行に支障をきたしている箇所があります。また、市民の生活に密着した市道である生活関連道路の中には、道路幅員が狭く、急カーブなど車の通行に支障をきたしている箇所があります。日常の通行だけでなく、災害時の緊急車両及び救急車両の円滑な通行を確保するため、支障となる交差点や急カーブ、狭い区間の計画的な解消が必要です。
- 市道の多くの路線で、歩道等が設置されていない状況です。歩行者の安全な通行を確保するため、歩道等の交通安全施設の整備を推進する必要があります。

- 市が管理する橋梁やトンネルの道路施設において、建設後 50 年以上を経過しているものが多く、老朽化が進んでいます。5 年に 1 回の法定点検を実施し、点検結果を踏まえた計画的な修繕を行い、長寿命化を図る必要があります。

ウ 農林道

- 農林道は、農林業の生産基盤として重要な役割を果たすとともに、市道等と連絡するなど、地域の道路網の一部として欠くことのできない生活基盤の一つです。これまでの過疎対策等により、その整備は大きく進みましたが、今後も継続して整備を進める必要があります。

エ 公共交通

- 本市の公共交通は、JR山田線、三陸鉄道リアス線及び路線バスによって構成されています。そのほか、スクールバスや患者輸送バスなどにより公共交通が補完されています。また、市内にはタクシー事業者が7社あり、宮古地区3社、津軽石地区に2社、田老地区、川井地区に各1社が本社を置いています。
- 三陸鉄道や路線バスは、市等の財政支援によって支えられています。
- 公共交通の利用者は、人口減少、少子化、マイカーの普及などにより減少しています。
- 今後、高齢化の進行によって、いわゆる交通弱者の増加が見込まれており、市民生活に欠かせない移動手段となる公共交通の確保と充実が必要です。
- 利用者の増加を図るためには、市民一人ひとりの公共交通に対する理解を深める取組など、より一層の利用促進が必要です。
- 利用環境の改善を図るため、バリアフリー化などによる施設の改善及び施設の適切な維持管理が必要です。
- バス路線は確保されているものの、効率性が十分であるとは言えない状況にあることから、効率的な路線バスの運行について検討する必要があります。
- ICカードの導入や割引制度など利用者が利用しやすい環境や制度について検討する必要があります。
- 公共交通が利用しにくい地域については、地域の特性に合わせた、持続可能な交通確保のあり方を検討し、改善を図る必要があります。

(2) その対策

ア 都市間道路交通網

- ① 高規格幹線道路の整備促進
 - 「三陸沿岸道路」の令和3年内の確実な全線完成を沿線自治体と一体となって国に働きかけます。
 - 整備効果が一層発揮されるよう、付加車線及びトイレ等休憩施設の設置やハーフィンターチェンジのフル化など機能強化について国に強く働きかけます。

- ② 地域高規格道路の整備促進
 - 「宮古盛岡横断道路」の「田鎖臺目道路」及び「箱石達曾部道路」の整備促進について、国に働きかけます。
- ③ 一般国道の整備促進
 - 宮古盛岡横断道路（国道 106 号）の全線高規格化及び指定区間の編入について国や県に働きかけます。
 - 国道 340 号「和井内～押角工区」の整備促進と未改良区間の早期事業化について県に働きかけます。
- ④ 主要地方道・一般県道の整備促進
 - 主要地方道重茂半島線の未整備区間の早期事業化を県に働きかけます。
 - 主要地方道大槌小国線の土坂峠地区のトンネル化を県に働きかけます。
 - 主要地方道紫波江繋線「大畑～タイマグラ間」の事業化を県に働きかけます。

イ 市内道路交通網

- ① 市内幹線道路の整備
 - 国道や県道などの幹線道路と接続する主要な市道の整備を推進し、機能的に結びついた市内幹線道路ネットワークを構築します。
 - 産業施設や観光地へのアクセス道路を整備することにより、経済活動の促進と観光客等の交流人口の拡大を図ります。
 - 安全・安心で、歩いて楽しい賑わいのあるまちづくりを進めるため、市道末広町線の無電柱化に取り組みます。
- ② 生活関連道路の整備
 - 地域の道路利用状況に応じ、拡幅や線形改良により利便性の向上と円滑な通行の確保を図ります。
 - 通学路等の安全を確保するため、歩道等の交通安全施設の整備を促進します。
- ③ 道路施設の長寿命化
 - 橋梁及びトンネル等の道路施設について、計画的な修繕を行い、予防保全型管理により施設の長寿命化を図り、適切な維持管理を図ります。

ウ 農林道

- 農業集落道や林業の整備促進により、農林産物の輸送、農林作業の効率化を図るとともに、集落住民の生活道としての活用を視野に入れた農林道網の整備促進に努めます。

エ 公共交通

- ① 鉄道の確保・充実と利用促進
 - J R山田線の利用促進に向け、相互乗り入れや便利なダイヤ編成、落葉等によるダイヤの乱れ防止対策等について、J R東日本に働きかけます。

- 三陸鉄道の計画的な施設・設備の整備を図り、安全・安定運行に資するため、県や沿線市町村と一体となって支援します。
- 県や沿線市町村、関係団体、地域住民と連携し、鉄道の利用促進を図ります。
- バリアフリー化などによる施設の改善及び施設の適切な維持管理により、利用環境の改善を図ります。

② バス路線の確保・充実と利用促進

- 運行経費への助成など、公共交通を維持するための支援を行います。
- 路線ルートの見直しなど効率的な運行とともに、使いやすいダイヤの編成など、事業者、利用者、関係機関とともに検証と見直しを行います。
- バス事業者、関係団体、市民、市が一体となって路線バスの利用促進を図ります。

③ 新たな公共交通手法の活用

- 患者輸送バスについて、通院目的に限らず誰もが利用できるコミュニティバスにすることで、公共交通空白地の解消を図ります。
- タクシー車両やタクシー事業者を活かした移動手段の確保・導入、地域にある様々な団体等や住民同士の互助による移動手段の確保・導入も視野に、新たな公共交通手法の活用を図ります。
- 運行には、誰もが利用しやすいバリアフリーに配慮した車両の導入に努めます。

(3) 事業計画（平成3年度～令和7年度） 別冊のとおり

6 生活環境の整備

(1) 現状と課題

ア 水道施設

- 上水道は、昭和 27 年の給水開始から 69 年経過し、水道施設が老朽化しています。安定した水の供給は、日常生活に必要不可欠なものであることから、老朽化した水道管や配水池などの更新が必要です。
- 水質検査を直営で行い、飲用水としての安全性を確認しています。
- 水道施設が点在し、管理が非効率となっていることから、施設の集中監視システムの整備等による管理の効率化が必要です。
- 人口減少による水道使用料の減収や施設更新費用の増嵩により、経営が厳しくなっている中、施設等のダウンサイジング等による費用の縮減が必要です。

イ 下水処理施設

- 公共下水道は、現計画の約 96%の整備が完了しています。
- 公共下水道は、昭和 63 年の供用開始から 33 年経過し、下水道施設の老朽化が始まっている地区があることから、公共下水道の適正な管理のため、老朽化した施設の調査、修繕、更新が必要です。
- 集落排水施設（臺目地区農業集落排水処理施設、千鷲・石浜地区漁業集落排水処理施設）の整備が完了し、水洗化の促進を図っています。
- 公共下水道、集落排水施設の整備区域外においては、市営浄化槽の整備を進めています。
- 下水道事業の整備効果を高めるため、整備済みの地域における下水道への接続促進による水洗化率の向上が必要です。

ウ 廃棄物処理施設

- 令和元年度の本市の一人 1 日あたりのごみ排出量は 1,064g で、県平均の 927g に対し 137g 多くなっています。リサイクル率は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で 1.9%減少しています。ごみの減量や資源化及び適正処理が必要です。
- 本市の一般廃棄物（ごみ）の処理は、収集運搬は市が行っており、一般廃棄物の中間処理及び最終処分は、宮古地区広域行政組合が行っています。一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設・し尿処理施設）は老朽化が進行し、最終処分場は令和 10 年度中に埋立完了見込であることから、新たな施設整備が必要です。

エ 火葬場

- 平成 19 年 4 月に開設した「みやこ斎苑」には、火葬炉が 4 基設置されており、年間約 900 件の火葬を行っています。
- 火葬業務を安定的に行うため、年 1 回の保守点検結果に基づき、火葬炉の計画的な改修が必要です。

オ 消防施設

- 本市における火災の発生状況は、建物火災が多くそれに占める住宅火災の割合が高くなっています。また、火災の発生原因別にみると失火によるものが依然として高い割合を占めています。火災の予防は一人ひとりの防火意識によるところが大きく、こうした市民意識の高揚とともに、住宅防火対策の推進が必要です。
- 本市における消防団員数は、年々減少しています。地域防災の主体である消防団は、高齢化及び就業形態の変化などに対応するための活性化が必要です。
- 救急業務は多様化・複雑化しており、救命率の向上を図るため救命技術を向上させ救命の連鎖を構築することが必要です。

カ 防災施設

- 本市は、その地域特性から地震、津波、高潮、風水害、土砂災害などの多様な災害の危険性を有しています。大規模な地震や津波、台風等の災害による被害を軽減するため、防災施設の整備や情報伝達体制の確立が必要です。
- 市民を取り巻く社会環境の複雑多様化及び国際情勢の変化等に伴い、様々な分野において危機管理体制の必要性が高まっています。
- 東日本大震災や平成 28 年台風第 10 号、令和元年東日本台風による被災の経験から、施設を整備するハード事業と、円滑な避難方法、防災教育、情報提供などのソフト事業による防災対策を組み合わせ、被害を最小限にしていく減災の考えに基づいた多重防災型まちづくりの推進が必要です。
- 「自助」「共助」「公助」の有機的な連携による総合的な防災対策の充実が必要です。
- 地震、津波、高潮、風水害、土砂災害などの自然災害により人命が失われることがないように、すべての人が自らの判断で避難行動を起こすことが必要です。
- 平成 28 年台風第 10 号及び令和元年東日本台風により、市内各地の河川が氾濫し、浸水等の災害が発生したことから、台風等による水害に対応するために、河川の復旧及び改修を進めることが必要です。
- これまでも津波記念碑の建立や津波体験を語り継ぐ活動などが行われてきましたが、時の経過とともに災害の記憶は薄れていき、津波によって多くの人命が失われています。東日本大震災後、津波遺構たろう観光ホテルや震災メモリアルパーク中の浜、市民交流センター防災プラザなど 9 カ所が震災の被害や教訓を伝える震災伝承施設「3.11 伝承ロード」に選定されました。「津波の恐ろしさ」、「自然を侮ることの愚かさ」、「備えることの大切さ」などを学ぶ防災教育の効果を高めるためには、これまで以上に、災害の記憶を風化させることなく後世に伝承していく取組が必要です。

キ 住環境

- 現在、市営住宅は市内に 26 団地 934 戸、災害公営住宅は 18 団地 563 戸が整備されており、入居率は、それぞれ 66.84%、94.84%となっています。
- 市内の世帯数に対する市営住宅及び災害公営住宅の管理戸数の割合を見ると、本市は 6.42%となっており、本市を除く県内 13 市平均の 2.29%を大きく上回っています。
- 市営住宅 26 団地の建築年次（住棟）別内訳は、昭和 30 年代 3 団地、昭和 40 年代 9 団

地、昭和 50 年代 7 団地、昭和 60 年代以降 12 団地となっており、一部団地では設備の老朽化も進んでいます。

- 既存の市営住宅に加えて、災害公営住宅が一般化されたことから、市営の住宅ストック数が 1,497 戸となりました。今後の人口減少に伴う公営住宅需要の減少や老朽化した市営住宅の設備状況等を考慮し、各公営住宅に適する手法を選択しながら、維持管理、改修、建替、用途廃止を行い、公営住宅の管理戸数の適正化を図ることが必要です。
- 昭和 56 年以前の耐震基準で建築され、耐震性に不安のある木造住宅が 3,800 棟あまりあることから、市民の生命、財産を地震から守るため、住宅の耐震化に対する意識を啓発するとともに、住宅の耐震改修工事を支援し、耐震化率の向上を図る必要があります。
- 人口減少や高齢化による空き家の不適切な管理による特定空家の増加が懸念されます。
- 空き家の適正な管理を促進し、空き家を有益な資産として活用する施策を講ずる必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

① 上水道の整備

- 老朽化した取水、浄水、送水、配水施設及び水道管の計画的な更新を進め、安定した水の供給を図ります。

イ 下水処理施設

① 公共下水道の整備・更新

- 現在、計画している公共下水道の整備について、早期完了を目指します。
- 管路、処理場、ポンプ場等の施設の適正な維持管理のため、管路及び機械設備・電気設備等の調査、修繕、更新を計画的に行います。

② 地域の排水処理施設の整備

- 公共下水道、集落排水施設の整備区域外での浄化槽の設置を促進します。

③ 水洗化の促進

- 水洗化のPR活動、水洗便所改造資金に係る無利子融資制度等により、水洗化世帯の増加を図り、水洗化率を向上させます。

ウ 廃棄物処理施設

- 資源循環型社会の形成を目指し、ごみの減量や資源化及び適正処理を進めます。
- 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設・し尿処理施設）及び埋立処分地施設は、宮古地区広域行政組合が安全性の確保、延命化と温室効果ガスの低減に配慮した施設整備を進めることとなっており、本市は施設整備費の負担を行います。

エ 火葬場

- 火葬炉の保守点検を定期的に行うとともに、点検の結果に基づいて計画的に改修を行い、安定的な火葬能力の維持を図ります。

オ 消防施設

① 防火意識の普及

- 火災を防止するため、事業所や家庭における防火意識の高揚を図るとともに、消火器や住宅用火災警報器などの普及啓発を図ります。

② 地域の消防力の向上

- 消防屯所の維持、消防水利の整備と消防装備の更新と改善を図ります。
- 消防団の充実強化のため、団員の処遇改善や地域住民、被雇用者、女性が参加しやすい活動環境の整備を進めるとともに、地域住民、事業所の消防団活動への理解促進などにより団員の確保を図ります。
- 講習や訓練などを通じて団員の技術の向上を図ります。

③ 消防・救急体制の整備

- 消防・救急の充実を図り、体制を維持します。
- 多様化・複雑化する救急業務に対応し、救命率向上を図るための市民による応急手当の充実等の施策を支援し、救命の連鎖の構築を図ります。

カ 防災施設

① 防災体制の整備

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための防災活動拠点施設や、的確かつ円滑な避難誘導を行うための誘導標識や避難路などを整備するとともに、適正な維持管理を図ります。
- 津波や高潮、土砂災害、河川や内水氾濫などの対策のための施設整備を関係機関と連携して進めます。
- 市民に対する迅速かつ正確な情報の提供のため、防災行政無線の効果的な運用やJ-A L E R T（全国瞬時警報システム）との連携、SNSやコミュニティFMの活用など情報伝達手段を拡充します。
- 津波監視や気象観測体制の充実とブロードバンド（高速・大容量のデータ通信）を利用した防災情報の高度化を関係機関と連携して進めます。
- 内閣府が発表した日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震と津波に対する備えも着実に進めます。

② 防災・減災教育の推進、地域防災力の向上

- すべての世代において津波防災をはじめとする防災・減災の正しい知識を習得できるよう、幼稚園、保育所、小・中学校、高校、職場、地域、自主防災組織等と連携した学習会、研修会などを開催し、防災意識の普及、醸成と知識の向上を図ります。
- ハザードマップや災害の記録等の活用、広報紙やホームページ等を通して、防災知識の普及と情報発信による意識啓発を図ります。
- 市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を醸成し、町内会、自治会、事業所などを単位とした自主防災組織の結成を進めるとともに、その活動を支援し、育成と強化に取り組みます。
- 防災士の養成と活用を図ります。
- 市が実施する総合防災訓練、津波避難訓練への市民参加を促進し、防災意識の高揚を図ります。

③ 危機管理体制の整備

- 震災などの大規模災害による被災者の当面の生活に必要な食糧、飲料水などの生活必需品の備蓄を進めます。
- 災害発生時における各種応急復旧活動について、関係機関、他自治体及び民間企業等との協力体制（災害応援協定等）や活動支援基盤の強化を図ります。
- 災害や事故など不測の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確な対応ができる危機管理体制の充実を図ります。

④ 市内河川の整備

- 宮古市浸水対策基本調査による整備計画を策定し、当該計画に基づく河川改修等に取り組むとともに、新川町及び藤原雨水ポンプ場を運用します。
- 台風等による災害からの迅速な復旧に取り組めます。

⑤ 災害記憶の伝承

- 災害関連資料の収集・保存に努めます。
- 津波遺構たろう観光ホテルを活用し、震災の恐ろしさ、命の大切さを伝える「学ぶ防災」の取組を推進します。
- 災害に関する資料を保管・展示する施設を整備するとともに、市民交流センター「防災プラザ」などの震災伝承施設を活用し、東日本大震災の経験や教訓、復興の経過、過去の災害の歴史などを展示・紹介するなど、災害記憶の伝承の取組を推進します。

キ 住環境

- 一般市営住宅、災害公営住宅等の計画的な整備・集約と改修を行います。
- 木造住宅耐震診断及び耐震改修工事を行う者に補助金を交付します。
- 所有者による適正な空き家の管理を促進し、近隣に対して危険を伴う特定空家の発生を防ぐ取組を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 別冊のとおり

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 現状と課題

ア 保健対策

- 妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦が増加していることから、安心して出産・育児にのぞめる環境づくりのために、妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目のない支援の強化が必要です。
- 運動不足や食生活習慣の乱れにより、生活習慣病は増加しています。心身共に健康な生活を送ることができる人が増えるよう、個々に合った正しい食生活や健康づくりの支援が必要です。
- 死因別死亡率は、がん死亡率が一番高くなっていますが、各種がん検診受診率は低い状況が続いています。早期発見、早期治療を行うため、各種健康診査や各種がん検診の受診率の向上が必要です。
- 高齢化が進み、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増え、高齢者自身が健康を維持し生活をしていかなければならない状況です。要介護状態にならないために高齢者の健康づくりの推進が必要です。
- 自殺死亡率は全国の値と比べ、上回っていることから、自殺の未然防止に取り組むため、こころの健康づくりを推進し、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 成人期以降、定期的な歯科健康診査を受けていないことで、適切な口腔ケアを行えない人が多くなっています。自分の歯や口腔に関心を持ち、定期的に歯科健康診査や指導を受け、適切な口腔ケアを習慣化することが必要です。
- 感染症の予防には予防接種が有効であることから、予防接種率の向上が必要です。
- 結核のまん延はありませんが、依然として新規の結核患者が発生しています。新規の結核患者は結核健診の未受診者から発見されており、健診受診率の向上とともに、市民の意識の向上が必要です。
- 朝食は摂取していても、栄養バランスのとれた食事になっていない傾向があります。栄養バランスに配慮した朝食の摂取について、日々の食生活で実践できる力を養うため、保護者と子どもそれぞれに対する取組が必要です。

イ 高齢者福祉

- 高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、又は家族がいても日中などは一人になる高齢者の増加が見込まれています。また、令和7年度には高齢者の5人に1人が認知症になるものと見込まれています。
- 地域の中で多くの住民が役割を持ち、支え合いながら、介護・福祉・医療などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みづくりが必要です。
- 要介護状態となっても、できる限り自分の住まいで自立した日常生活を営むことができるよう、地域に根ざした介護体制の確立が必要です。

- 利用者の選択に基づくサービス利用を可能にするため、介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者本位のサービス提供が必要です。

ウ 子育て支援

- 少子化の進行及び核家族化、共働き家庭の増加等に伴い、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化するなど、家庭における養育力や地域における子育て力など子育て環境が変化してきており、支援を必要としている方が増えています。親子の交流の場や子ども同士の交流など、多くの人とのふれ合いや体験の機会を拡大し、様々な機会や体験を通じて、親子それぞれが学んでいける取組の推進が必要です。
- 子どもの成長発達や子育て・保育の困難さについて悩んでいる保護者や支援者に対して、身近に相談できる場所の設置や保育現場に即した支援が必要です。
- 県中央部に比べ、支援者の研修機会が不足していることから、質の高い研修機会の提供が必要です。
- 保育所に入所を希望しても、保育士不足などからすぐに対応できない場合もあり、特に3歳未満児に多い状況です。民間活力の活用も含め、保育所の適正配置等が必要です。
- 必要な保育士数を確保できない状況のため、臨時・再任用保育士の採用、潜在保育士の活用等が必要です。
- 働き方改革により、家庭における子育ての在り方が変わってきています。出産後間もなく若しくは産後休暇明けから子どもを預けて働く世帯が増えており、3歳未満児、特に0歳児からの保育ニーズが年々高まっていることから、子育て世帯の多様なニーズに応じたサービスが必要です。
- 社会の経済状況が厳しくなり、若い世代が安心して子育てができなくなっています。保育や子育てに係る費用など、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減が必要です。
- 老朽化が進んでいる保育施設があることから、安全で快適な保育環境の確保のため適正な維持管理が必要です。

エ 障がい福祉

- 障がい者が住み慣れた地域で生活し社会参加するために必要な個別性・多様性に対応したサービスの提供や、障がい者が自立した日常生活を送るうえで必要な支援等を受けられる体制を整えることが必要です。
- 障がい者の就労をめぐる環境は厳しく、社会福祉施設での訓練を経ても、一般就労へつながることは難しい現状にあります。働く意欲のある障がい者が可能な限り働けるようにするために、関係機関が連携し、就労に必要な様々な訓練を受けることのできる場の充実が必要です。
- 家族で解決できない問題を抱え、地域の中で福祉的援助を必要としながら誰に相談したらよいかわからない障がい者がいることから、障がい者の地域生活を支えるため、地域の身近な相談員と専門の相談窓口が協力し、ニーズに対応した相談体制の充実を図ることが必要です。
- 障がいがあったり発達が気になったりする子どもを早期療育につなげるために支援体制の充実が必要です。

オ 地域福祉

- 市民の意識調査で、ボランティア活動などの社会福祉活動への関心の高さが示されています。
- 子どもや高齢者、障がい者などが安心して避難できる支援体制の整備、一人暮らしの高齢者や乳幼児のいる家庭など、災害時に何らかの支援が必要となる人の把握とその情報の適正な利用方法の確立など、災害時の支援体制づくりが必要です。
- 急速に進む少子高齢化社会、核家族化の進行及び社会経済状況の変化に伴い、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化していますが、すべての人が住み慣れた地域や家庭で生活する中で、近隣とのふれあいや交流を大切にした地域福祉を推進することが必要です。
- 保健福祉や生活困窮等に関する相談については、市の担当窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどで、相互に連携を図り対応していますが、福祉の支援を必要としている人が増えるとともに、虐待やひきこもりといった社会問題が顕著に表れるなど、そのニーズは複雑化・多様化しています。単一相談機関だけでは解決できないケースが増加していることから、ボランティア団体やNPO団体、社会福祉協議会及び行政が有機的に連携し、現在の活動における課題を共有し、活動情報の発信を促進するとともに相互に連携して活動の輪を広げていくことが必要です。
- 身近に、気軽に、総合的に相談できる一定の専門性を備えた体制の整備が必要です。

(2) その対策

ア 保健対策

- ① 母子の健康づくりの推進
 - 妊産婦や乳幼児期に関する正しい知識の普及啓発を図り、安心して出産や育児を行えるよう、支援体制の充実を図ります。
 - 子どもを望む夫婦に対して、特定不妊治療に係る治療費の助成を行います。
 - 各種健康診査や健康相談の受診率を向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。
- ② 成人の健康づくりの推進
 - 各種健康診査や各種がん検診の受診率を向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。
 - 生活習慣病予防の知識の普及を図り、自分に合った健康づくりが実践できるよう、支援体制の充実を図ります。
 - がん患者に対し医療用補装具購入費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図り、治療と社会生活の両立を支援します。
 - 健康寿命の延伸を目指し、全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活できる「いきいき健康都市」の実現に取り組みます。
 - 「健康長寿を実践するための5カ条」の着実な普及を図ります。

- 健康増進や運動、健診受診への行動を促すための健康ポイント制の研究、市民が集い、気軽に健康づくりに取り組める健康公園の利用促進に努めます。
 - 旧宮古市役所跡地公園は、東北初のインクルーシブ遊具を備え、誰もが集い・憩い・つながる場となることを目指します。
- ③ 高齢者の健康づくりの推進
- 関係機関等と連携し、健康づくりや介護予防の知識の普及を図ります。
 - 後期高齢者健康診査の受診率を向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。
- ④ こころの健康づくりの推進
- 適切な支援につなげるため、ゲートキーパーを養成し、人材育成の強化を図ります。
 - 関係機関等と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。
 - 相談窓口の周知に努め、こころの健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。
- ⑤ 歯と口腔の健康づくりの推進
- 歯科相談や適切な口腔ケアが実践できるよう、専門職の配置や相談機会の確保などの必要な支援体制の充実を図ります。
- ⑥ 感染症予防の推進
- 高い予防接種率を維持するよう、予防接種の知識の普及を図り、積極的な受診勧奨を行います。
 - 結核についての知識の普及を図り、早期発見のため積極的な受診勧奨を行います。
- ⑦ 食育の推進
- 食育の知識の普及啓発を図るとともに、健全な食生活が実践できるよう、ボランティア（食生活改善推進員協議会等）の養成等による支援体制の充実を図ります。

イ 高齢者福祉

- ① 地域包括ケア体制の推進
- 地域包括支援センターを中核機関として、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、介護、介護予防、医療等のサービスを包括的に切れ目なく提供します。
- ② 自立した暮らしを継続する支援
- 高齢者の社会参加の促進や介護予防事業の充実による「介護認定を必要としない高齢者の増加」を目指し、効果的な介護予防ケアマネジメント及び自立支援に向けたサービスを展開し重度化予防を推進します。
- ③ 介護サービスの円滑な実施
- 介護サービスの円滑な実施を確保するために、介護認定までの手続きの迅速化に取り組むとともに、利用者の意向を十分に反映したサービスが提供できるよう、事業者間の連携を支援します。

ウ 子育て支援

① 子育て支援体制の充実

- 子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応した相談支援体制の充実を図ります。
- こども発達支援センターにおいて、保護者に寄り添った相談や保育現場への継続した支援とともに、外部講師や関係機関の協力を得て研修機会の提供を行います。
- 国の幼児教育・保育の無償化の実施に併せて、市独自支援で範囲の拡大を行い、保育に要する費用の無償化を実施します。
- 乳幼児、小学生、中学生、高校生の医療費の無料化、国民健康保険税の子どもにかかる均等割の減免など、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図ります。
- 育児に関する相談や情報交換、親子の交流、仲間づくりなどができる拠点として、子育て支援センターやつどいの広場の充実を図り、子育てに対する不安や負担の解消を進めます。
- 育児に対する支援として、ファミリーサポートセンター事業など支援事業の充実を図ります。
- 潜在保育士の活用等による保育士の確保のほか、保育士の就労環境の改善を図ります。
- 「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。
- 子ども食堂の実施・支援など、子どもの貧困対策の充実を図ります。

② 保育サービスの充実

- 仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や病後児保育など多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 就学前児童数及び保育需要に応じ、認定こども園の整備促進など民間活力の活用も含めた保育所等の適正配置に努めます。
- 老朽化が進んでいる保育施設の計画的な改修、整備を図ります。

③ 放課後児童の健全育成

- 日中、保護者が不在となる小学校の児童を対象に、適切な遊びや学習を通して健全な育成を図るため、学童の家を開設します。
- 放課後児童を対象に、安全・安心な居場所として放課後子ども教室を開設し、市民のニーズに応える運営を目指します。

④ 子育て学習機会の充実

- 乳児期、幼児期、小・中学校期などの子どもの成長に応じたしつけや食育、性教育、子どもとの関わり方などについて学ぶ機会を提供します。
- 学校、地域との連携強化を図りながら、子育てについての学習機会の拡充を図り、子育ての手法が次の世代にも活かされるよう地域ぐるみの家庭教育を支援します。

エ 障がい者福祉

① 障がい者の自立支援

- 障がい福祉サービスの必要量の確保に努めるとともに、障がい者が一時的に福祉施設を利用することができるサービスの充実を図ります。
- 一人では公共交通機関の利用が困難な障がい者の移動を支援するサービスの充実を図ります。
- グループホーム、ケアホームなどの整備と、一般住宅への入居を支援するなど、障がい者の住まいの場の確保を図ります。
- 障がい者が成年後見制度を利用しやすくするための支援を推進するとともに、成年後見センターの設置を推進し、障がい者の権利擁護の保護に取り組みます。

② 就労の場の充実

- 障がい者の就労を進めるため、生活訓練に関する事業の充実や職業訓練制度の利用促進を図ります。
- 障がい者の一般企業での就労体験の場が確保されるように、企業に対し働きかけます。
- 障がい者の支援施設等に対する発注機会の拡大を図るため、受注可能な物品や役務等の広報活動を支援します。
- 職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、学校、医療機関など、障がい者の就労支援を実施する関係機関とのネットワークの充実を図り、個々の障がい者に応じた支援を行います。

③ 相談支援体制の充実

- 障がい者の自己選択や自己決定を容易にするため、役立つ情報を的確に伝え、側面から支援する相談支援体制の構築に取り組みます。
- 必要に応じて、医療、保健、教育、福祉などの関係機関が連携し、迅速な対応ができる相談支援体制の構築に取り組みます。
- 多様な相談ニーズへの対応ができる人材育成のため、研修機会の確保を図ります。
- 障がい者が自ら問題を解決できるよう、ピアカウンセリングの活用やピアカウンセラーの育成を図ります。

④ 社会参加の促進

- 障がい者が地域で活動するためのサービスを提供する地域活動支援センター等において、障がいの個別性や年齢層を考慮した多様な事業を展開します。
- 重度心身障がい者の受入れ態勢を整え、活動の場を確保します。
- 障がい者が気軽に社会参加できる環境づくりと、日常生活におけるコミュニケーションを支援します。

オ 地域福祉

- ① 福祉ボランティア活動の促進
 - 福祉ボランティア活動について情報提供し、市民の福祉ボランティアに対する意識の向上を図ります。
 - みやこボランティア連絡協議会と連携し、市民のボランティア活動の促進に取り組みます。
- ② 福祉ネットワークづくりの推進
 - 避難行動要支援者への支援などの地域ぐるみの活動を推進します。
 - 生活圏域の地域住民、町内自治組織、福祉関連事業者、学校などのネットワークの構築を図り、地区の状況に応じた包括的な地域支援活動の推進を支援します。
- ③ 相談支援体制の充実
 - 地域の相談役でもある民生委員児童委員の活動を促進し、相談体制の充実を図ります。
 - 市の保健福祉部局の窓口や福祉サービス事業者などが連携し、相談者のニーズに応じた多角的な相談支援体制の整備を図ります。
 - 市や社会福祉協議会の広報誌、ホームページ、各種パンフレット等により、保健・医療・福祉に関する情報の周知を図るとともに、福祉サービス事業者にサービス内容の情報発信を働きかけ、利用者にとって分かりやすい情報の提供となる体制の整備を推進します。
 - 「くらしネットみやこ相談室」における生活困窮者自立支援事業を通じ、生活困窮に関する包括的な支援体制の充実を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 別冊のとおり

8 医療の確保

(1) 現状と課題

ア 医療体制

- 4か所の国保診療所を運営しています。それぞれの地域において唯一の診療機関であることから、安定的運営の維持が必要です。
- 日曜祝日に宮古医師会及び宮古薬剤師会の協力を得て休日急患診療所を運営しています。また、祝日に診療を行う歯科診療機関がないことから、宮古歯科医師会に祝日歯科診療事業を委託しています。市民がいつでも必要な医療を受けられる体制づくりが必要です。
- 宮古保健医療圏では、人口10万人対医師数が全国平均258.8人、県平均215.4人に対し123.5人であり、県立病院を含めた医師等の医療従事者が不足しています（「平成30年医師、歯科医師、薬剤師統計」より）。宮古保健医療圏の地域医療を守るために、県立病院の医師等、市内の医療従事者の確保が必要です。
- 宮古保健医療圏の一部診療科の急性期患者は、盛岡圏域に搬送されています。市民が急性期において早期の高度医療を受けられるよう、救急医療体制及び搬送体制の充実が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、国保診療所や休日急患診療所での検査体制を確保し、地域外来・検査センターを継続して運営しました。また、新型コロナウイルスワクチン接種に際し、全庁を挙げて万全な体制を整えたほか、宮古医師会と連携し、迅速に対応しました。感染症に対応する体制構築が必要です。

イ 医療保険制度

- 国民健康保険事業は、加入者の高齢化や医療の高度化、疾病の重症化などにより一人当たりの医療費が年々増加していることから、医療費の抑制、加入者の経済的負担の軽減のため、国民健康保険の適正な給付、国民健康保険加入者の疾病の早期発見や疾病の重症化予防の取組が必要です。
- 子どもに係る国民健康保険税の均等割は、子育て世帯にとって、大きな負担となっています。子どもを産み育てやすい環境をつくり、人口減少を抑制するため、子育て世帯の経済的負担の軽減が必要です。
- 医療給付事業は、乳幼児、小中学生、高校生、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭、寡婦世帯を対象に行っています。医療給付事業対象者の経済的負担の軽減のため、医療給付事業の適正な実施が必要です。

(2) その対策

ア 医療体制

① 医療体制の充実

- 安定した医療体制を維持するため、国保診療所等を運営します。
- 県立病院を含めた医師及び看護師の確保を目的とした、医師等養成奨学資金制度を継続して実施します。
- 県立病院をはじめとする医師及び看護師確保対策の強化や救急医療体制の整備等について、関係機関と連携して県に強く働きかけます。
- 地域の限られた医療資源を活用し、市民が安心してより適切な医療を受けられるようにするため、宮古地域の医療情報連携ネットワークである「みやこサーモンケアネット」を支援します。
- 患者の利便性の向上を図るために、遠隔診断や画像解析等の医療の情報化の推進に取り組めます。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、検査体制の確保、地域外来・検査センターの継続運営を行います。また、ワクチン接種にあたり、関係機関と連携し迅速に対応します。

イ 医療保険制度

① 国民健康保険の適正実施

- 国民健康保険の給付事業を実施し、加入者の医療費負担等の軽減を図ります。
- 国民健康保険加入者の疾病の早期発見や重症化予防のため、関係機関と連携して特定健康診査等を実施します。
- 高校生以下の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を全額免除するとともに、支援制度の創設について、国に強く働きかけます。

② 医療給付の適正実施

- 医療給付事業を実施し、対象者の医療費負担の軽減を図ります。
- すべての医療給付事業対象者が対象事業の給付を受けられるよう、受給者証未申請者に対し申請勧奨を行います。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 別冊のとおり

9 教育の振興

(1) 現状と課題

ア 学校教育

- 今日の子どもたちは、物質的な豊かさや便利さとともに、グローバル化や高度情報化など、大きく変化する社会の中で生活しています。
- 子どもの学力の状況は、諸調査の結果から、読解力、説明力等に課題が見られるとともに、教科によっては、学年が進行するにつれ、授業の内容が分かる割合や関心が低くなる傾向にあり、十分に身に付いているか危惧されています。基礎的・基本的な知識の習得、学ぶ意欲の向上を重視し、子どもに「確かな学力」を身に付けさせることが必要です。
- 人間関係の希薄化や体験活動の減少等から、社会性の育成が十分でなく、命に関わる事案等が生じており、教科化された道徳教育の充実、豊かな体験活動、学校図書館の利活用による読書活動の充実が必要です。
- ふるさとの伝統・文化や国際的な異文化と関わるほか、自尊感情を高める教育が必要です。
- 東日本大震災からの復興が進み、以前のように運動ができるようになったものの、食習慣の乱れ等からの肥満やむし歯が顕在化しています。健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うため、学校での教育活動や部活動等を通じて基礎体力づくりを進めることが必要です。
- 特別支援学級に在籍する子どもの割合が増加するとともに、通常学級において特別な支援を要する子どもの数も増加していることから、特別な支援を要する子どもの就学が円滑に行われるための連携が必要です。
- 子どものいじめや不登校、問題行動などに適切に対処するため、家庭、地域、関係機関が連携した教育相談体制の充実が必要です。
- 災害により影響を受けた子どもに対しては、引き続き心のケアを行っていくことが必要です。
- 学校現場の課題は、複雑化・多様化しており、学校だけで解決することは難しくなっています。課題解決のため、保護者や地域住民が参画しやすい学校運営の体制が必要です。
- 経済的な理由や地理的条件により就学が困難な子どもの割合は減少しているものの、低いとは言えず、支援の継続は教育の機会均等などを図るうえで重要です。就学が困難な子どもに対して援助や支援が必要です。
- 子どもの人口が減少し続けるなか、1学年1学級化や複式学級が増加し、学校の小規模化が進んでいます。学習環境の充実を図るために、望ましい学校規模という視点による小中学校の適正配置が必要です。
- 情熱、知識、人間力を備えた教員の確保が必要です。
- いじめの認知件数やSNSに関わるトラブルに巻き込まれる子どもの数は増加しています。子ども一人ひとりの情報活用能力を向上させることが必要です。

- 多くの学校施設で老朽化が進んでいることから、安全で快適な学習環境の確保のため適正な維持管理が必要です。

イ 社会教育・生涯学習

- 生涯を通じて自由に学習機会を選択して学び、その成果を社会参加活動に生かすことのできる生涯学習環境が求められています。市民の学習要求に応えるため、様々な分野において自由な学習活動を行うことのできる推進体制を整えることが必要です。
- 市民の様々な生涯学習活動は、公民館、生涯学習センターや図書館等で展開されていますが、多くの社会教育施設で老朽化が進んでいます。生涯学習環境を整備するため、老朽化が進んでいる施設の計画的な改修や統合、処分等を進めることが必要です。
- 市立図書館の市民一人当たりの蔵書数と図書貸出冊数は、県内都市の一人当たりの平均と同程度となっていますが、貸出者数は人口の減少とともに減っています。身近な読書環境の充実が必要です。また、読書離れが進んでいることから、読書に親しむ市民を増やす取組が必要です。
- 共働き家庭の増加などにより、学校と地域に関わる人材の確保が難しくなっています。また、核家族化や少子化の進行に加え、ひとり親世帯が増加するなど家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭の教育力が問われています。地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育むことが必要です。
- 心豊かで生きがいのある人生を過ごせるよう、市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めています。引き続き、学習ニーズに応える学習内容の充実が必要です。
- 学習活動や地域づくり活動を行う団体に対し助言や支援を行っていますが、少子化や社会情勢の変化等により活動や運営が変化している中、継続した活動支援が必要です。

ウ スポーツ・レクリエーション

- 関係機関等と連携しスポーツ・レクリエーションの推進体制の充実を図っています。
- グローバル化やライフスタイルの多様化により、スポーツ・レクリエーションに対するニーズも多様化していることから、幅広い分野の指導者の確保・育成と機会の提供が必要です。
- スポーツ合宿等の誘致をはじめとしたスポーツツーリズムによる交流人口の拡大に官民連携で取り組むことが必要です。
- 有能な指導者からの指導や大学との協定により指導者の育成を図っています。最新のスポーツ医科学の研修や講習会による指導者の資質の向上の継続が必要です。
- 世界的なスポーツイベントの開催を契機にスポーツの機運醸成が図られています。健康づくりのためスポーツ・レクリエーションや運動機会を提供することが必要です。
- 健康寿命の延伸に係る取組を高年齢層から中年層まで拡大することが必要です。
- 選手の育成強化のため、全国大会出場において賞賜金や補助金による支援、スポーツ教室等トップアスリート等の技術に触れる機会の提供を継続することが必要です。
- 「宮古市の部活動の在り方に関する方針」に基づいた取組が必要です。

- 多くのスポーツ施設で老朽化が進んでいることから、利用者の安全・安心を図るため、計画的な改修等を進めることが必要です。
- 小中学校の統廃合が進み、学校開放事業からスポーツ・レクリエーションの活動の場の転換が予想されます。統廃合により閉校した学校の体育施設の活用を検討することが必要です。
- 若い世代に関心が高いエクストリームスポーツ等の指導者や団体の組織化が必要です。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 確かな学力を育む教育の推進
 - 「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」とともに、「何を学ぶか」と「どのように学ぶか」を重視し、学びの過程を質的に高める指導に取り組みます。
 - 基礎的・基本的な内容を確実に習得できるようにするとともに、学習習慣の確立を図ります。
- ② 豊かな心を育む教育の推進
 - 学校図書館支援員を配置し、学校図書館の読書環境の整備を進めるとともに、地域の伝統や歴史、災害で得た学びを生かした教育を推進し、国際色豊かなイベント参加や姉妹都市等との交流学习の充実を図ります。
 - 子どもの発達段階に応じた組織的、系統的なキャリア教育を推進するとともに、資源回収等の参加を通して、環境問題やエネルギー問題を身近なものとして捉える意識の醸成を図ります。
- ③ 健康な体を育む教育の推進
 - 子どもの体力や健康状態等を把握し、計画的、継続的な指導に取り組み、「宮古市における部活動の在り方に関する方針」に基づき、適切な部活動を推進します。
 - 子どもの疾患の多様化に対応するため、保健管理を徹底するとともに、健全な食生活の指導と口腔衛生に取り組みます。
- ④ 特別支援教育の充実
 - 学校に特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な子どもへの支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 相談・支援体制の充実
 - 子どもの不登校や問題行動などに適切に対処するため、相談員や支援員を配置し、家庭、地域、関係機関との連携による継続的な教育相談体制の整備、充実を図ります。
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら、子どもの心のケアを続けていきます。

⑥ 教育環境の充実

- 学校が地域や子どもの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動が展開できるよう、地域ボランティアや関係機関と連携し、コミュニティ・スクールの支援に取り組みます。
- 経済的な理由によって就学が困難な子どもの保護者に対して、就学援助や通学支援をするとともに、宮古市奨学資金貸付制度の周知を図ります。
- 複式学級の解消に努め、学校の再編成を進めるとともに、積極的な学校間の連携を推進します。

⑦ 学校施設・設備の充実

- 情報活用能力や「プログラミング的思考」の育成のため、学校へのICT機器やデジタル教材の計画的な整備を進めるとともに、情報モラルに対する学習を行います。
- 子どもたちの安心、安全のため、老朽化が著しい施設の整備・改修を推進します。また、施設の非構造部材（天井材）の耐震化を図ります。

イ 社会教育・生涯学習

① 推進体制の充実

- 市民の生涯学習への理解と意欲を高め、学習活動への参加を奨励します。また、障がいの有無にかかわらず市民が共に学ぶ場づくりを進めます。
- 「市民カレッジニュース」やホームページ、SNS等を活用した各種生涯学習情報の発信や、生涯学習に関する相談体制の充実を図ります。
- 経験や知識を有する指導者を登録するリーダーバンクを充実し、各団体及び市民の要請に応じて適切な指導者と生涯学習ボランティアの派遣や紹介を行います。
- 市民の様々な学習活動を支援することができる指導者や生涯学習ボランティアの養成とその活用を図ります。

② 学習環境の整備

- 社会教育関連施設のネットワークを充実し、多様な学習機会の提供を行います。
- 公民館、生涯学習センターや図書館等の適正な維持・管理を図ります。

③ 読書まち宮古の推進

- 図書館において、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の充実を図るなど、あらゆる市民の本に親しむ拠点となるよう取り組みます。
- 移動図書館車による巡回貸し出しや団体への貸し出しなど、図書館サービスの向上を図ります。
- 子どもの頃から本に親しむ習慣をつける事業に取り組みます。
- 様々な読書の楽しみ方を発信・提供することで、市民が生涯にわたって本と親しむ「読書まち宮古」を推進します。

④ 学校・家庭・地域の連携と協働

- 地域住民や保護者等が学校に参画する仕組みである学校運営協議会制度を導入し、コ

コミュニティ・スクールを推進します。

○主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな青少年を育成するため家庭、地域、学校が連携し、地域ぐるみで子どもの心の育成を進めます。

⑤ 家庭及び青少年の学習活動の支援

○家族形態の変化に対応した家庭教育の充実を図り、子育ての不安や悩みに対する相談体制と親同士の交流の場の提供を行います。

○自立心の育成や社会的マナーを身につけさせ、郷土を愛する心や自然環境を育むため、自然体験活動、ボランティア活動、文化・伝統に親しむ活動など体験型の学習活動の充実を図ります。

⑥ 成人の学習活動の支援

○高等教育機関、関係機関・団体、民間等と連携・協働し、市民の多様化、高度化するニーズに応じた学習内容の充実を図ります。

○市民の学習意欲と創意工夫を活かした講座等を開設し、学習の成果が地域づくり活動へつながるよう指導者の育成やその活用に取り組みます。

○市民が学びの成果を発表できる機会の充実を図ります。

⑦ 生涯学習関係活動団体の支援

○生涯学習活動を行う団体に対する助言と支援を行います。

○自主的に生涯学習活動を行っている団体や新たに結成するグループに対する助言や学習活動の支援を行います。

ウ スポーツ・レクリエーション

① 推進体制の充実

○スポーツを通じて、市民が健康で心豊かなライフスタイルを築く「生涯スポーツ社会」の実現に向け、宮古市体育協会、宮古市スポーツ推進委員協議会及び各種スポーツ・レクリエーション関係団体等と連携・協働し、スポーツ推進体制の充実を図ります。

○広報誌、ホームページやSNSなど様々なメディアを活用し、情報提供の充実を図ります。

○官民連携による「みやこスポーツコミッション連絡会議」を中心としたスポーツ合宿やスポーツイベント等の誘致により、スポーツを通じた交流人口の拡大を推進します。

② 指導者の確保・育成

○宮古市体育協会及び関係団体と連携・協働して研修事業の充実を図り、指導者の育成に取り組みます。

○大学との連携により全国レベルの指導者による講習会等を充実させることで指導力の向上を図ります。

○スポーツ推進委員の活動の充実及び技術の向上を図るため、岩手県などが実施する専門的な研修等にスポーツ推進委員を派遣し、専門的技術を習得し指導力の向上を図ります。

○市民のニーズに応じた指導者の派遣や巡回指導ができるよう、関係団体と連携しながら、競技スポーツやレクリエーション活動などの指導者を登録するスポーツリーダーバンクの充実を図ります。

③ 活動機会の提供

○市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会等の開催を支援します。

○市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及を図るため、関係団体等との連携・協働により、各種スポーツ教室の充実を図ります。

○スポーツのビッグイベントを契機に、スポーツ関連イベント等を支える体制の推進を図ります。

○広い年齢層を対象とした、総合型地域スポーツクラブの育成・普及を図ります。

④ 選手の育成強化

○大学との連携により、全国レベルのスポーツ施設や指導を子ども達に体験させることで選手の育成強化の推進をします。

○全国大会等に参加する選手、団体を賞賜金や補助金により支援し、高いレベルを体感できる機会への参加を促進します。

○関係団体などと連携し、ジュニア期からの一貫指導による育成強化を推進します。

⑤ スポーツ環境の整備

○老朽化したスポーツ施設については、利用者の安全・安心を図るため、宮古市公共施設再配置計画に基づき計画的に改修等を行います。

○レクリエーション活動に親しめるよう、関係団体、関係機関と連携して、活動の場づくりを推進します。

○学校の統廃合により使用されなくなった学校体育施設の活用についても、市民のニーズを把握しながら、生涯スポーツ環境の整備に取り組みます。

○身近なスポーツ・レクリエーションの活動の場とするため、小・中学校の体育館等を開放し、有効利用を推進します。

○エクストリームスポーツ、スポーツクライミングや自然を活用したスポーツ等、新しい分野のニーズへの対応を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 別冊のとおり

10 集落の整備

(1) 現状と課題

- 宮古駅を中心に市街地が形成されており、この市街地を囲む形で、花輪地区、津軽石地区、重茂地区、崎山地区、田代地区、田老地区、新里地区、川井地区があり、さらに各地区には、小規模な集落が点在しています。
- 若者の流出による後継者不足により、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加しており、集落機能や自治機能の低下も見受けられるところもあります。
- 集落の再編については、立地条件が一樣ではないこともあり画一的に整備することは難しく、このことから住民の意向を取り入れた対応が必要です。
- 昔から行われてきた地域おこし運動が活発化し、世代間交流や、イベントによる来場者との交流が深まっている集落もあることから、今後も各集落の恵まれた自然環境を生かし、また地域に残る伝統などを保存活用しながら、その集落に合わせた有効な事業導入により、集落の生活環境等の整備を促進することが必要です。

(2) その対策

- 地域おこし協力隊の受入れ等により、地域力の維持及び強化を図ります。
- 地域住民が主体となって実施する地域内既存施設の有効活用、地域間交流や地域振興に資する取組を促進します。

11 地域文化の振興等

(1) 現状と課題

ア 芸術・文化

- 市民が芸術文化に親しむことができるよう、優れた芸術の鑑賞機会の提供と創作活動等ができる環境づくりが求められています。市民文化会館を芸術文化活動の拠点施設と位置づけ、指定管理による適正な施設運営により、優れた芸術を鑑賞できる機会の充実と会館利用者数の増加を目指す必要があります。
- 東日本大震災後、様々な芸術文化支援が行われ、芸術文化は市民の「心の復興」を進めるうえで、大きな役割を果たしてきました。「心の復興」を推進する事業を継続することが必要です。
- 芸術文化団体は、市民文化祭など様々な機会に発表等を行っていますが、会員の高齢化が進み、人材育成の体制が十分とはいえない状況にあり、芸術文化団体の会員や後継者を育成することが必要です。
- 市民文化会館は、昭和 51 年 11 月開館以来 44 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。利用者の安全・安心を図るため計画的な改修を進める必要があります。

イ 文化財

- 平成 31 年 4 月の文化財保護法の一部改正によって、文化財を保存することのみならず、活用していくという視点への転換が求められていることから、活用のための計画づくりが必要です。
- 文化財を次世代に確実に保存し活用していくために、国や県及び市指定の文化財、さらに、埋蔵文化財、民俗文化財、古文書など未指定の資料も含めた調査を行い、文化財保存活用地域計画を策定することが必要です。
- 崎山貝塚縄文の森ミュージアムや北上山地民俗資料館では、収蔵資料をもとにした企画展示や各種の文化財に関する講座、体験など幅広い活用が図られています。利用者数の増加を目指し、より一層、それぞれの特色を生かした企画を展開することが必要です。
- 市内の有形文化財（民具）を集約・収蔵した北上山地民俗資料館小国分館では、集約した膨大な資料を活用に向けて整理・分類していくことが必要です。
- 埋蔵文化財調査は、調査の円滑化や出土資料の収蔵・管理を図ることが必要です。
- 少子高齢化による民俗芸能の担い手不足、生活様式の変化などによる古民家や蔵の解体、伝統行事の消滅など文化財が急速に失われようとしており、資料の提供や保存に関する相談が増加しています。こうした傾向に対応した資料の整理保存を進めることが必要です。
- 津波に関する写真や津波碑など被災地に関する資料の提供が必要です。

(2) その対策

ア 芸術・文化

① 芸術文化の推進

- 市民の一般公演鑑賞や、小中学校団体鑑賞、児童生徒作品展示、市民文化祭、市民劇などの芸術鑑賞及び創作発表の機会を提供するとともに、東日本大震災からの「心の復興」を継続して推進します。
- 芸術文化団体の活動基盤を強化し育成するため、支援や助成を行います。
- 芸術文化活動の拠点施設である市民文化会館の適正な施設運営を行い、市民の芸術鑑賞の機会を数多く提供することにより、拠点施設としてより充実した事業推進を図ります。
- 老朽化が進む市民文化会館は、天井の耐震化など計画的に改修を進めます。

イ 文化財

① 文化財の保存と活用

- 次世代へ継承する貴重な文化財について、指定や登録文化財のほか、未指定の資料も幅広く含めた詳細な調査を行い、文化財保存活用地域計画の策定を進めながら適切な保存と活用を図ります。
- 民俗芸能については、映像記録の作成や言い伝え等の調査も含めた記録保存事業を進めます。
- 崎山貝塚縄文の森ミュージアムでは、特別企画展などを開催し展示の充実を図るとともに、縄文文化をテーマとした体験学習や各種講座など、この施設ならではの企画をすることにより交流人口の拡大につなげ、利用者の増加を図ります。また、市民との協働による崎山貝塚縄文まつりを継続して開催します。
- 北上山地民俗資料館及び小国分館では、所蔵する国重要有形文化財を含む山里の仕事や暮らし・道具などに関する展示や体験講座などを企画することにより、施設の活用を推進します。また、市内全域を網羅した有形民俗資料（民具）の活用に向けた資料の整理や調査を進めます。
- 発掘調査により出土した資料を展示活用しながら埋蔵文化財の周知と保護を図ります。また、各種開発事業による調査を迅速に進め、調査成果を報告書としてまとめ刊行するとともに、資料を保管する収蔵庫の公開や出土品の管理を行います。
- 千徳城跡をはじめとする城館跡や、貝塚、古代鉄生産遺跡など、郷土の歴史をひも解く遺跡スポット及び国登録文化財を整備し、地域の特色ある文化遺産を活用した取組を進めます。

② 市史の継承

- 市内各地域の資料を収集し、収蔵資料目録を刊行しながら市史資料集の編さんを進めます。

- 古文書講座や各地域の歴史講座を実施することにより、近世史料の公開・活用を図ります。さらに、近現代の写真や地図などの記録遺産、神社仏閣や石碑などの歴史・民俗資料の調査を行い、記録として後世に継承します。
- 震災に関する資料の整理・保存を行いながら、震災復興によって変化した景観の写真撮影や新たに建立された津波碑の調査などを継続的に行います。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 別冊のとおり

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と課題

- 2015年のCOP21（国連気象変動枠組条約第21回締結国会議）で気候変動抑制に関する多国間協定「パリ協定」が採択され、エネルギー供給源を化石燃料や原子力から再生可能エネルギーへ転換する取組が加速しています。
- 2018年に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、2050年に向けて再生可能エネルギーの主力電源化を目指すこととされました。
- 2020年9月 地域に豊富に存在する再生可能エネルギー資源の積極的な活用が、脱炭素化への貢献等につながることから、再生可能エネルギーの利用と普及の方向性を示す「宮古市再生可能エネルギービジョン」を策定しました。
- 2020年11月 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を促進し、2050年までにCO₂排出実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を表明しました。
- 本市は太陽光、風力、水力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーを生み出す多様かつ豊富な地域資源を有しています。
- 地球温暖化対策を進めるために地域に多様かつ豊富に存在する再生可能エネルギー資源を活用して「脱炭素化」を図るとともに、再生可能エネルギーの地産地消を進め、地域内の経済循環につなげる取組が必要です。
- 再生可能エネルギーの賦存量、導入ポテンシャルの優位性を生かす具体的な取組が必要です。
- 石油などエネルギー源の多くは市域外から移入されており、多くのエネルギー代金が市域外に支払われています。
- 地域内経済循環を進めるには、官民連携による取組が必要です。

(2) その対策

- ① 再生可能エネルギーの導入促進
 - 太陽光やバイオマスなど多様な再生可能エネルギーの導入について、具体的な取組を示す再生可能エネルギー推進計画を策定するなど、地域主体の再生可能エネルギー事業となるよう、官民が連携して取り組みます。
 - 第三者組織及び庁内組織体制を整備し、具体的な取組を横断的に推進します。
- ② 再生可能エネルギー事業による収益の確保
 - 再生可能エネルギー事業による収益を地域の課題解決に活用する仕組みの構築に向け、ドイツのシュタットベルケ（都市公社）をモデルとした宮古版シュタットベルケの実現を目指します。
 - 再生可能エネルギー事業に主体的に参画するため、再生可能エネルギー事業への市の資本参加を進めます。

○地域主体による新たな発電施設の導入に向けて取り組みます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 別冊のとおり